

第4章 方向性ごとの取組内容

「第4章 方向性ごとの取組内容」を読むにあたっての留意事項

第4章では、前章で示した5つの「方向性」に対する「基本施策」ごとの取組内容等を記載しています。

本計画では、目標達成に向けた進捗状況を測るため、5つの「方向性」に対し、それぞれ【目標達成の目安となる指標（KPI）】を設定し、指標の現状値と目標値を示しています。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】記載例

指標	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合（※1） 【子どもへのアンケート】	小学生：63.9% 中学生：58.2% 高校生世代：62.9% （令和6（2024）年度）	小学生：70.0%以上 中学生：70.0%以上 高校生世代：70.0%以上 （令和10（2028）年度）

次に「方向性」を実現するための合計22の「基本施策」では、それぞれ【現況と課題】を整理し、【取組の方向性】を掲げ、その方向性の実現に向けて実施する事業を【重点事業・主な事業等】として示しています。

【重点事業】については、下記記載例のように、事業ごとに「最終年度（令和11年度）目標」を設定して、その達成状況を点検していきます。また、それぞれの「基本施策」に関連する事業を【主な事業等】として掲載しています。

【重点事業】や【主な事業等】を推進していくことで、基本施策ごとの【取組の方向性】の実現、さらに「方向性」ごとの【目標達成の目安となる指標（KPI）】の目標値の達成を目指します。

【重点事業・主な事業等】記載例

重点事業		
事業名	事業内容	
主権者教育	よりよい社会の実現に向け、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する教育を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	- 発達段階に応じて、子ども自らが主体的に考え、行動するための取組を推進 - 小学校社会科及び中学校社会科公民的分野における主権者教育の実施 - 中学校における生徒会役員選挙の実施 - 中学校における職場体験学習の実施	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う社会の一員となれるよう主権者教育を推進します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
人権教育推進委員会	「人権教育推進委員会」を設置し、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を議論するとともに、教育内容・方法の充実を図るための研究・協議を行っています。	指導室

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育ていけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図ります。あわせて、相談体制の充実や地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場と体験機会の提供等の取組を進めることで、子どもの成長と活動を応援していきます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
自分のことが好きだと思う子どもの割合（※1） 【子どもへのアンケート】	小学生：63.9% 中学生：58.2% 高校生世代：62.9% （令和6（2024）年度）	小学生：70.0%以上 中学生：70.0%以上 高校生世代：70.0%以上 （令和10（2028）年度）
子どもの権利を知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：15.1% 中学生：35.1% 高校生世代：26.5% （令和6（2024）年度）	小学生：12.0%以下 中学生：12.0%以下 高校生世代：12.0%以下 （令和10（2028）年度）
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% （令和6（2024）年度）	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 （令和10（2028）年度）
地域のお祭りやイベントなどに行くのが好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：58.5% 中学生：59.0% 高校生世代：59.7% （令和6（2024）年度）	小学生：64.0%以上 中学生：65.0%以上 高校生世代：66.0%以上 （令和10（2028）年度）

※1 こども大綱上の数値目標：「「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）」
<目標値:70%>

※2 こども大綱上の数値目標：「「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」
<目標値:97.1%>

【基本施策】

- 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
- 2 子どもに対する相談体制の充実
- 3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
- 4 教育内容の充実
- 5 自己実現の場と体験機会の提供



方向性1 基本施策1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進

【現況と課題】

「こども大綱」では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えています。また、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことが重要です。

子ども自らが権利の主体としての認識を高めていくためには、まず自分自身が大切な存在であると実感できるような自尊心と自己肯定感を育成するとともに、他者も大切な存在であることを理解し、共感力を高め、慈愛の精神を育むことが大切です。こうしたことから、本区では、小学校、中学校において、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちが互いの多様性を認め合う教育を推進しています。

また、「子どもへのアンケート」の結果では、子どもの権利について《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合は、小学生が84.3%（その他を含む）、中学生が58.2%、高校生世代調査では70.9%となっています。また、子どもの権利として大切だと思うことは、小学生、中学生、高校生世代ともに④「安心して生きること」が最も多くなっています（P22・23 参照）。

本区の実情に即した、子どもまんなかのまちづくりを進めるためには、子どもや若者が権利の主体として認識され、権利を保障される必要があり、福祉部門をはじめ教育委員会や学校のほか、家庭やPTA等、地域社会全体で子どもの権利に対する理解を深めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重され、自己肯定感が高まるよう、主権者教育や人権教育等を通じて、「子どもの権利」に対する意識の醸成を図ります。
- 「子どもの権利」が保障され、子どもたちが地域で安心して自分らしく過ごせるよう、子どもの育ちに関わる地域社会全体に対し、さまざまな機会を捉えて人権に関する普及・啓発を行い、子どもの権利の理解の促進を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
主権者教育	よりよい社会の実現に向け、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する教育を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	・発達段階に応じて、子ども自らが主体的に考え、行動するための取組を推進 ・小学校社会科及び中学校社会科公民的分野における主権者教育の実施 ・中学校における生徒会役員選挙の実施 ・中学校における職場体験学習の実施	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う社会の一員となれるよう主権者教育を推進します。

事業名	事業内容	
人権教育	人権教育全体計画及び年間指導計画に基づき、差別や偏見をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	・教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・人権教育巡回研修会の実施 ・人権教育推進委員会の設置	・保護者、地域等と連携した人権教育を充実させます。 ・人権教育講座を開設し、教員の人権感覚を磨くとともに、東京都の人権教育プログラムをもとに適宜、人権教育全体計画及び年間計画を見直します。 ・人権教育推進委員会の研究を踏まえ、子どもたち、教職員の人権意識の向上を図ります。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
人権教育推進委員会	「人権教育推進委員会」を設置し、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を議論するとともに、教育内容・方法の充実を図るための研究・協議を行っています。	指導室
区内保育施設職員向けの研修等の実施	巡回指導や指導検査を通じて、子どもの人権擁護や虐待防止の取組を確認するとともに、不適切保育の防止に向けて、「子どもの人権を守る保育」等をテーマとした園長向け研修を実施しています。	保育課
中央区こども計画に基づく啓発リーフレットの作成	次代を担う大切な存在である子ども自身が、子どもの権利などを理解するとともに実践できるよう、ワークショップを実施し、子どもの意見を取り入れた啓発リーフレットを作成し、配布します。	子ども子育て支援課
人権に関する周知・啓発	人権に対する理解の普及を図るため、区広報紙による周知や、人権擁護委員等による街頭啓発を実施しています。	広報課





コラム

「子どもの権利条約」とは

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元（1989）年に定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を、権利を持つ主体として位置付け、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めています。同時に、成長する過程における子どもならではの権利も定めています。「子どもの権利条約」では、子どもの権利を尊重し、実践していく上で大切な「4つの原則」を示しています。また、同条約の18条では、子どもを育てる責任は、まずその親（保護者）にあり、国はその手助けをするとしています。「こども基本法」は、これらの精神にのっとり、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映等について定めています。

【子どもの権利条約の「4つの原則」（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会）】

差別の禁止

（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重

（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



日本語訳：（公財）日本ユニセフ協会

第2版（2022）

方向性1 基本施策2 子どもに対する相談体制の充実

【現況と課題】

本区では、子どもからの相談を受ける場として、子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭の総合相談、教育センターによる教育相談を設けています。

また、各幼稚園・小・中学校に対しては、スクールカウンセラーを定期的に派遣し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行う等、SOSの出し方や相談方法に関する教育の充実を図っています。スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やす等の対応をしています。

教育委員会に対する学校からの報告では、いじめ防止に向けた取組については、いじめ問題対策委員会等で対策を検討しております。近年、SNS等を介したいじめが増えている状況です。こうしたことから、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進することが重要です。

「子どもへのアンケート」の結果では、困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無について、「いない」と回答する人が数%であるがおり、「誰にも話さない、話したくない」は、小学生、中学生、高校生世代いずれも1割以上となっています（P25 参照）。あわせて、困っていることや悩みごとがあるときに話を聞いてくれる人が「いる」と回答した人に、それは誰なのかたずねたところ、いずれの対象でも②「お母さん」が最も高く、⑥「友達」が続いています。また、⑦「学校の先生」もいずれの対象でも3割を超えており、小学生、中学生では、⑧「学校のスクールカウンセラー」も1割を超えています（P26 参照）。

加えて、いじめられたことがあると回答した割合は小学生で17.4%、中学生で18.0%、高校生世代で11.3%となっています（P27・28 参照）。

このことから、話を聞いてくれる人がいない人、誰にも話さない、話したくない人が、家庭、学校以外の身近な場で気軽に相談できる環境づくりが必要となっています。また、子どもに関わる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- すべての子どもが身近な場所で気軽に相談できるよう、相談しやすい環境の整備と一層の周知に取り組みます。
- 子どもに関わる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進します。



【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもと子育て家庭の総合相談	子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。 また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<新規相談件数> 虐待など養護相談：781件 育児など育成相談：192件 その他：38件 合計：1,011件 <児童館等巡回相談> 児童館等：9カ所 巡回相談延べ：107回 相談件数：215件	子どもと子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センターが中心となり関係機関との連携を図りながら迅速な支援を実施していきます。

事業名	事業内容	
教育相談	「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、不登校や発達課題等の教育全般に関する相談を実施します。 このほか、小・中学校、幼稚園等へ専任教育相談員をスクールカウンセラーとして派遣し、教育全般に関する相談を行います。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
教育センター	【教育相談】 <来所相談> ケース件数：344件 延べ件数：3,264件 <電話相談> 相談件数：76件	幼児・児童・生徒を取り巻くさまざまな問題が見られることから、引き続き子どもに寄り添う体制を構築します。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子ども相談フォーム	よりきめ細かく小・中学生の悩みや不安を相談につなげられるよう、Web フォームを活用した「中央区子ども相談フォーム」を運用しています。	指導室
スクールカウンセラーの派遣	不登校、いじめ、その他児童・生徒の問題行動等の改善に資するため、全小学校及び全中学校に、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーを週1回配置しています。 また、小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童・生徒に対して面接を行っています。	教育センター
メンタルサポーター派遣	不登校またはその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、メンタルサポーターを派遣しています。	教育センター

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの派遣	不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。 学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。	教育センター
いじめ問題への取組	「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会及び各学校は、未然防止・早期発見・早期対応等具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会や学校、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりに取り組んでいます。 また、こうした取組状況を検証するとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置しています。	教育センター
相談カードの作成・配布	ヤングケアラー等家庭のことで悩んでいる子どもが相談できるよう、区独自に相談カードを作成し、小学3年生から中学3年生までの児童・生徒に配布しています。	子ども家庭支援センター
SNS 相談	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNS を活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課



コラム

子どもの相談先 ～ひとりで悩まないで～

本区には、子どもの相談先として次の場所があります。また、東京都でも相談窓口を設けています。自分のことや家族、友達のこと等、困ったとき、話を聞いてほしいときは、ひとりで悩まず、次の相談先に連絡してください。

子どもと子育て家庭の総合相談 (中央区立子ども家庭支援センター)	連絡先:03-3542-6322 ※オンライン相談も可能(要予約) 月～日曜日、午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く) 【URL】 https://logoform.jp/form/CxKB/364806	
電話相談 (中央区立教育センター)	連絡先:03-3545-9203 (月～土曜日、午前9時～午後5時) 【URL】 https://www.city.chuo.lg.jp/a0051/kosodate/sodan/kyoikusodan.html	
子ども相談フォーム (指導室)	Web フォームによる発信 学習者用タブレットのデスクトップフォルダ「★中央区より★」の「中央区子ども相談フォーム」からアクセスできます。	
「ブーケ 21」SNS 相談 『ココロ晴れる家』	リモート相談員によるチャット相談 月～土曜日、午後7時～午後9時(年末年始除く) 【URL】 https://hareruya.sodan.chat/	
東京都こども・子育てお悩み相談室	子供と子育て世代が、潜在的に抱えている悩みの解決に役立つサイトを公開しています。また、サイト内から各相談窓口へアクセスすることも可能です。 【URL】 https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/st/soudan/index.html	



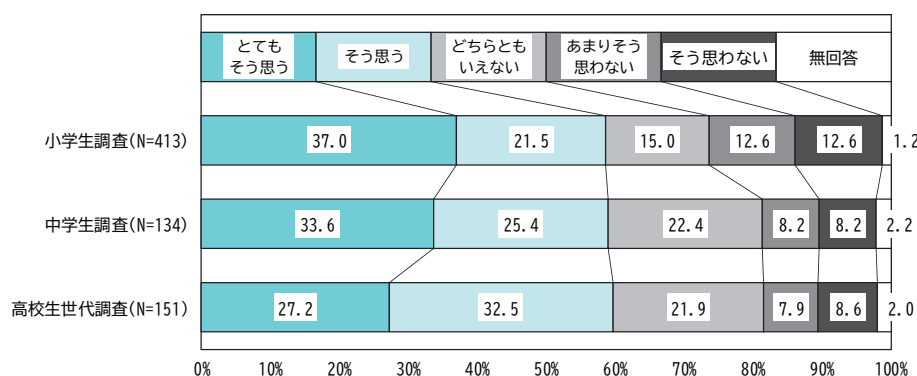
方向性1 基本施策3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実

【現況と課題】

本区では、青少年が将来、地域活動に参加し、活躍するためのきっかけづくりとなるよう、野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付けるための研修会等を実施しています。また、異なる年齢・地域の子どもの互いに触れ合い、知り合うことができるよう、スポーツ少年団の活動等、さまざまな文化・スポーツ活動等とともに参加できる場を提供しています。

「子どもへのアンケート」の結果では、地域のお祭りやイベント等に行くのが好きな子どもの割合は、小学生、中学生、高校生世代いずれも6割弱となっています。

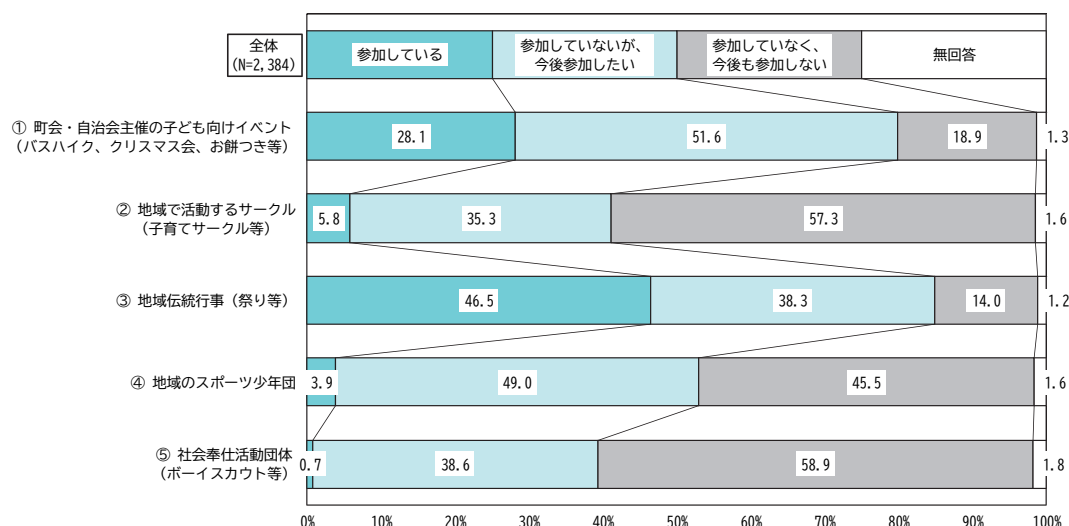
地域のお祭りやイベント等に行くのが好きだ（盆踊り、ハロウィン等）（全体）
【子どもへのアンケート（再掲）】



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

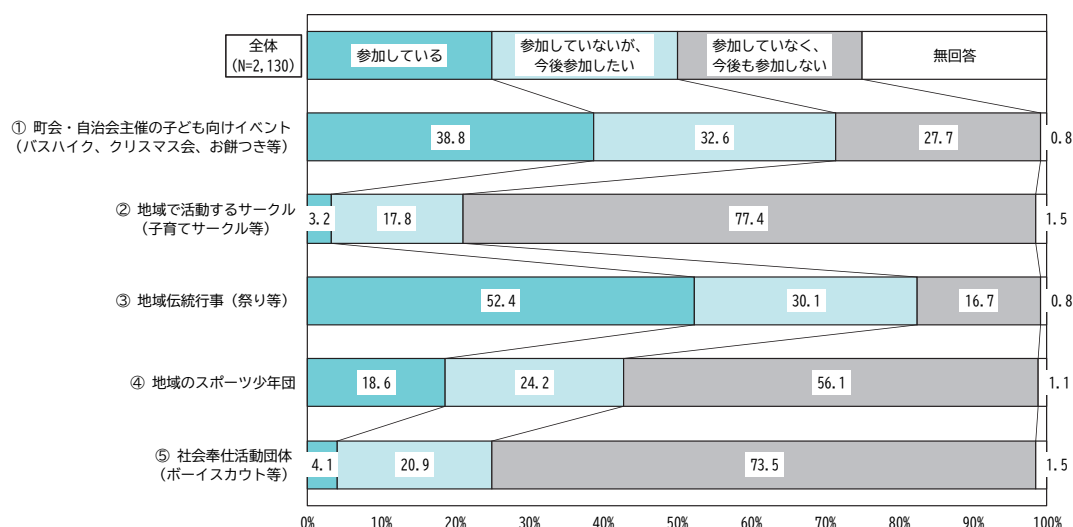
また、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、地域の行事や組織への参加状況・参加意向を見ると、参加している割合は地域伝統行事等（祭り等）で4～5割台、町会・自治会主催の子ども向けイベントで2～3割台となっており、参加意向はあるものの参加していない方が多くいることもわかります。

地域の行事や組織への参加状況・参加意向（全体）
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

地域の行事や組織への参加状況・参加意向（全体） 【子育て支援に関するニーズ調査・小学校児童保護者】



※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（小学校児童保護者対象調査より）

子どもがさまざまな地域活動や社会活動に興味を持ち、参加・参画することで、自主性や社会性を身に付けるとともに、仲間づくりのきっかけ等につながるよう、引き続き情報発信していくことが重要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、研修会等の地域・社会活動への参加・参画のきっかけとなる機会を提供するとともに、区ホームページや SNS 等のさまざまな手段や機会を捉えて、子どもや保護者への情報発信を行います。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
少年リーダー養成研修会	小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、青少年委員が中心となり、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	＜少年リーダーの養成＞ 少年リーダー養成研修会参加者：60人 （定員96人）	定員の9割を超える参加者数を目指します。また、将来に渡り活動できる場と機会の拡大を図るために組織された少年リーダー養成研修会 OBOG への加入を促していきます。



事業名	事業内容	
スポーツ少年団	「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを!」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
スポーツ協会 （スポーツ課）	・種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道等 ・登録団：19 団 ・登録団員：851 人 ・指導者：251 人	・登録団：21 団 ・登録団員：936 人 ・指導者：276 人 スポーツ少年団事業を継続的に開催し、リーダー育成に力を入れ、若手指導者の担い手につなげるとともに、登録団数・団員数を増加させ、より一層各種目の活動を充実させるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
少年・少女スポーツ教室	小学生を対象（一部、中学生以上及び保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳等スポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。	スポーツ課
地域スポーツクラブ	スポーツ基本法や国のスポーツ基本計画により設立・育成が推奨されているスポーツクラブです。世代を超えた地域の新しいコミュニティの核として、地域の皆さんが主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーションのほか、文化活動等も楽しむことができます。	スポーツ課
地域における子どもが参加・参画できるイベントの実施	<子どもフェスティバル> 区内の子どもたちが一堂に集い、さまざまな児童文化活動やレクリエーション等に参加することで、異なる年齢の子どもたちや他の地域の子どものたちと触れ合い、互いに知り合う機会を提供しています。 <大江戸まつり盆おどり大会> 区民のふるさと意識の高揚と地域の活性化を図るため、江戸のまちにゆかりの深い盆踊りを中心とした中央区大江戸まつり盆おどり大会を、町会・自治会等区内各団体の参加と協力を得て実施しています。 <晴海まつり> 区民などがつながり、交流を深め、さらなるコミュニティの醸成を図るため、晴海地域交流センター「はるみらい」を中心に、連合町会・自治会、青少年対策地区委員会等地域の多くの方の協力を得て縁日コーナーやステージイベントといった、さまざまな世代が楽しめるイベントを実施しています。 <雪まつり> 自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会・自治会、青少年対策地区委員会、PTA等地域の多くの方の協力を得て隔年で実施しています。	文化・生涯学習課 地域振興課

事業名	事業内容	担当課
小中高生の育児体験受入れ	保育所等において、小・中学生および高校生の育児体験や職場体験の場を提供していきます。	保育課
夏休み福祉・ボランティア体験 「イナっこ教室」	区内在住・在勤・在学の小学生以上を対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施しています。	社会福祉協議会



コラム

少年リーダー養成研修会

小・中学生が将来、地域のさまざまな活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、さまざまなプログラムに取り組み、集団生活のルールや地域のリーダーに必要な知識を学ぶための研修会を行っています。

令和6年度は、小学5年生から中学生までを対象として、事前研修（2日間）・千葉県柏市にある柏学園での3泊4日の宿泊研修・事後研修（1日間）の7日間という日程で実施しました。

今年度は「集団生活の中で成長する」を活動テーマとして、研修生は男女別に6つずつの班に分かれ、大学生・高校生スタッフと寝起きをともにし、各班で共同生活を行うほか、男女一緒のペア班を組んで活動し、カレー作り、スポーツ大会、カーニバルや研修のまとめ等、さまざまなプログラムに取り組みました。

実施にあたっては、青少年委員を中心に、大学生・高校生スタッフ等、50人以上の体制で研修生を指導・支援しております。

【事前研修の様子】



【宿泊研修の様子①（カレー作り）】



【宿泊研修の様子②（スポーツ大会）】



【事後研修の様子】



参加者の声

- ・今回初めての研修で人の意見を聞いていたが、来年は積極的に意見を発信していきたいです。（小5）
- ・研修期間中は、何をすれば役に立てるかを考えて行動しました。今回学んだことを日常生活で活かし、学校で活躍していきたいです。（中1）
- ・今年はリーダーとして班員全員をまとめることができました。来年は高校生スタッフとして頑張っていきたいです。（中3）



方向性1 基本施策4 教育内容の充実

【現況と課題】

平成29（2017）年に、約10年ぶりに改訂された学習指導要領では、2030年の社会と子どもたちの未来を見据えて「生きる力」の育成と、社会の変化を柔軟に受け止め、社会との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の具体的な方策が示されました。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現についても言及されており、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な「学びの在り方」を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことも求められています。

また、国が示しているGIGAスクール構想が第2期となり、児童・生徒が日常的に学習用タブレットを活用する環境が実現しました。こうした中、多くの情報やICT機器を適切に利活用できるように、ICT教育を通じて自分で考え、判断できる力を育むデジタルシチズンシップ教育を推進しています。

それらを踏まえ、本区では、教育目標に掲げる、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成に向けて、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」のバランスがとれた施策を展開していきます。

【取組の方向性】

- 次代を担う子どもたちが「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」からなる「生きる力」を身に付けるための教育内容の充実を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
個性や能力を伸ばす教育の推進	子どもたちの学びを充実させるため、ICTを活用し、一人一人の学習状況に応じた個別最適な学びと集団で学び合う協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びを実施しています。 また、算数・数学における習熟度別指導を実施するとともに科学的思考力を高める理科教育の充実を図っています。さらに、小・中学校9年間を通した英語教育等を通して国際理解教育を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	・学びの充実を図る学習力サポートテストの実施と結果分析に基づく授業改善 ・パイロット校における理数教育の推進及び他校への還元と、小学校への理科支援員の配置 ・パイロット校における英語教育を含む国際教育の推進及び他校への還元と、小・中学校におけるALT※の配置等による英語教育の充実（※ Assistant Language Teacher/外国人英語指導助手の略）	・各種学力テスト等を活用した授業改善を継続していきます。 ・パイロット校における取組を活かして理科教育・英語教育を充実させていきます。

事業名	事業内容	
豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識を醸成させる取組を実施します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	・教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・人権教育巡回研修会の実施 ・人権教育推進委員会の設置 ・教育活動全体を通じた道徳教育の推進 ・道徳授業地区公開講座の実施	・保護者、地域等と連携した人権教育・道徳教育を充実させます。 ・人権教育講座を開設し、教員の人権感覚を磨くとともに、東京都の人権教育プログラムをもとに適宜、人権教育全体計画及び年間計画を見直します。 ・人権教育推進委員会の研究を踏まえ、子どもたち、教職員の人権意識の向上を図ります。

事業名	事業内容	
健康な体づくりの推進	子どもたちが健康について正しい知識をもち、家庭と連携し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、主体的に健康づくりを行う態度を養います。 また、医療関係等の関係機関と連携を図るとともに、外部講師を活用した健康教育を推進します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	・食育に関する授業の実施 ・保護者等と連携した生活習慣の見直し ・体力調査の実施と結果分析に基づく体育科の授業改善 ・全幼稚園の運動遊び推進園の指定や小・中学校におけるマイスクールスポーツの取組等による健康教育の推進 ・薬物乱用防止教室の実施	・給食の時間等を活用した食育を実施するとともに保護者等と連携した取組を推進します。 ・保護者や関係機関と連携し、生活習慣の見直しや健康教育の推進を図ります。 ・体力調査等を活用した体育科の授業改善を継続していきます。 ・運動遊び推進園やマイスクールスポーツの取組を充実させます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
学校図書館支援センター	豊富な図書資源を有する学校図書館において、子どもたちの読書活動を推進し、読書好きの子どもを増やすことで、確かな学力や豊かな人間性のほか、思考力・判断力・表現力等を育めるよう、司書の学校配置をはじめとした学校図書館活動支援の統括的な機関として、教育センター内に「学校図書館支援センター」を設置・運営しています。	教育センター
学校・園と保護者間の連絡ツールの運用	<tetoru（学校・保護者間連絡アプリ）の運用> 欠席連絡や、学校から保護者へ緊急時の連絡等を行うことができる学校・保護者間連携アプリを導入しています。 <ルクミー（園務支援システム）の運用> 保育の質の向上や家庭との連携強化、保護者の利便性向上等を行うため、アプリによる欠席連絡、園からのお知らせの配信等を行う園務支援システムを導入しています。	学務課



方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機会の提供

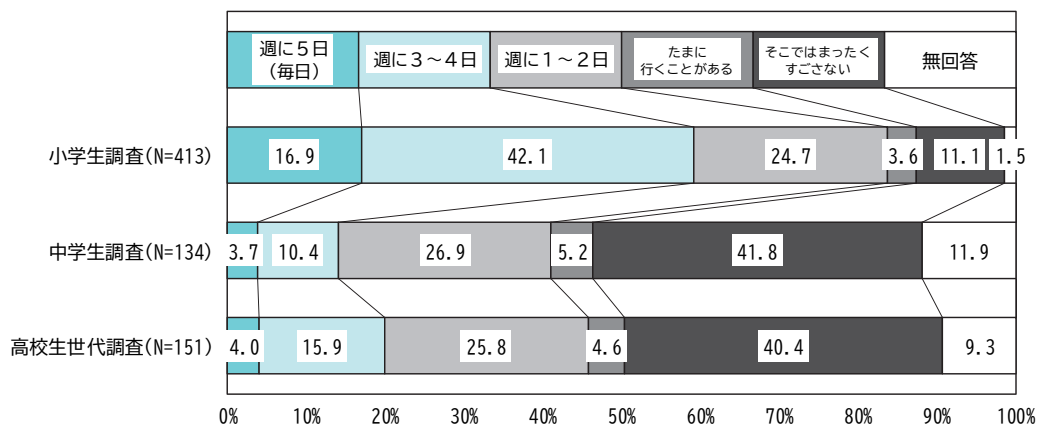
【現況と課題】

本区は高度に都市化された周囲の状況にあることに加え、情報化の進展、意識の変化等により、外遊びの機会や自然等と触れ合う機会が少なくなっています。このような中、本区では、子どもが豊かな人間性や想像力、感性を育み、健全に成長できるよう、文化や芸術等に触れるイベント等の多様な取組を実施しています。

「子どもへのアンケート」の結果では、「ふだんの活動で学校以外の勉強をしている時間」が1日2時間以上とする子どもの割合は、小学生で4割台、中学生で1割台後半、高校生世代で2割台後半となっています。また、テレビ・インターネットを毎日2時間以上見る子どもの割合は、小学生で3割弱、中学生で4割台後半、高校生世代で6割台となっています（P18・19 参照）。

また、放課後の過ごし方では、小学生の8割以上が塾や習い事に週に1日以上通っており、中学生の6割弱、高校生世代の4割台後半が学校（部活動や委員会活動等）に週3日以上と回答しています。そして、小学生では困りごと・悩みごとでも「受験・進学先、勉強」を挙げる人が多くなっています（P24 参照）。

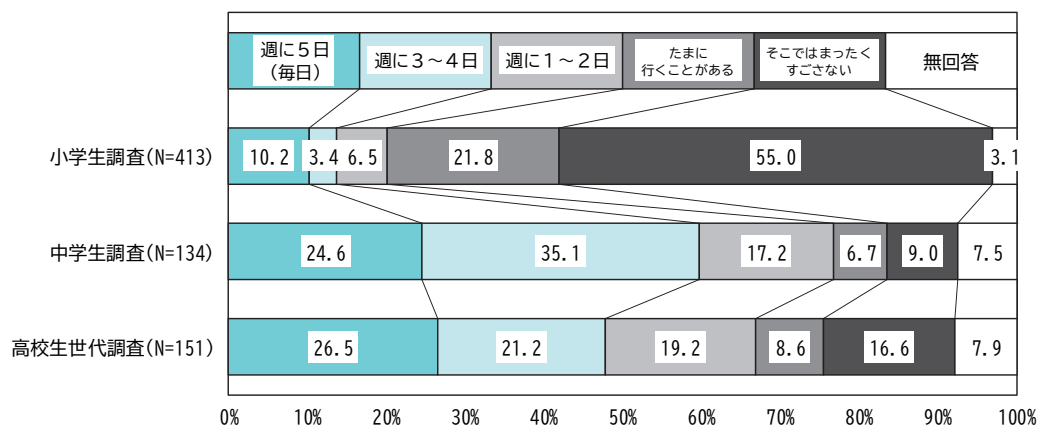
放課後の過ごし方『塾（予備校）や習い事』（全体）【子どもへのアンケート】



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

放課後の過ごし方『学校（部活動や委員会活動等）』（全体）【子どもへのアンケート】

※小学生は『学校（クラブ・委員会活動、プレディ、学校内学童クラブ等）』



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

近年、子どもを取り巻く社会環境の変化は著しく、「子どもへのアンケート」結果からも、放課後の過ごし方として、小学生の多くが勉強に時間を割いていること、中学生・高校生世代の多くが、部活動・委員会活動やテレビ・インターネットに時間を割いていることがわかります。

多様な遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長の原点です。例えば、子どもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。引き続き、子どもたちの遊びや体験の場を充実させ、豊かな人間性や自立心を育むことが重要です。

【取組の方向性】

- 子どもたちが、豊かな人間性や自立心を育むため、引き続き、体験活動や文化活動等の自己実現の場と体験機会を提供していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
文化のリレーの実施	茶道や手話等のさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供するとともに、世代間の交流を活発にするため、各社会教育会館やプレディ等で実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	・築地社会教育会館 2回開催（親子蕎麦打ち一日体験教室） ・日本橋社会教育会館 1回開催（夏休み子ども日舞体験） ・月島社会教育会館 1回開催（スポーツ吹矢体験 的をねらって楽しく矢を吹こう！） ・プレディ（実施校12校）14回開催（ダンス体験等） 延べ実施回数：18回 延べ参加者数：413人	・社会教育会館 4回開催 ・プレディ（実施校13校）22回開催 延べ実施回数：26回 延べ参加者数：550人



主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
教育活動等を通じた体験活動の実施	<集団宿泊体験> 豊かな自然を活かした体験活動や共同生活等を通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進しています。 <能楽・歌舞伎鑑賞教室> 日本の伝統文化に触れ合う機会を設けるため、小学校第6学年を対象に能楽鑑賞教室を、中学校第3学年を対象に歌舞伎鑑賞教室を実施しています。 <キャリア教育> キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む推進体制を築くことができるよう、さまざまな職層研修において子どもの実態や発達に応じた指導内容・方法について改善をしながら推進を図ります。 <ボランティア活動> 地域清掃や高齢者施設訪問、スポーツイベントの運営補助等のボランティア活動を通じて、さまざまな人々との連携・協働やコミュニケーションを体験することにより、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促します。 <中学生職場体験> 全中学校で職場体験学習を実施し、生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。 <中学生海外体験学習> 国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を姉妹都市のサザランド市へ派遣し、体験入学やホームステイ等の積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めています。 <小学校科学教室> 小学校第5学年の児童を対象に、1年間にわたって総合的に理科の実験や観察の基礎技術を養うことを目的とした指導を行っています。 <発明くふう展> 創意工夫することの楽しさと科学技術等への関心を高めるために、小中学校の児童・生徒から、発明や工夫をした作品を募集し、公開展示を行っています。	学務課 指導室 教育センター
雪まつり【再掲】	自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会・自治会、青少年対策地区委員会、PTA等地域の多くの方の協力を得て隔年で実施しています。	地域振興課
中央区・東根市児童交歓会	友好都市である山形県東根市との交流事業の一つとして、本区の児童が風土や文化を異にする東根市との交流により互いの理解・友情を深め、豊かな心を育むための一助となるように、平成元年から児童が隔年で双方の都市を訪問する「中央区・東根市児童交歓会」を実施しています。	地域振興課

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供のさらなる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、子どもの居場所づくりに取り組みます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
子育てが楽しいと答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：94.3% 小学校保護者：92.8% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：97.0%以上 小学校保護者：96.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
「子育てガイドブック」を知っている保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：59.3% 小学校保護者：50.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：71.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)
保育所待機児童	0人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)
学童クラブ待機者数	229人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)

【基本施策】

- 1 子育てに関する相談・情報提供の充実
- 2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない伴走型支援
- 3 教育・保育環境の整備
- 4 教育・保育の質の向上
- 5 多様な子育て支援サービスの提供
- 6 子どもの居場所づくり



方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実

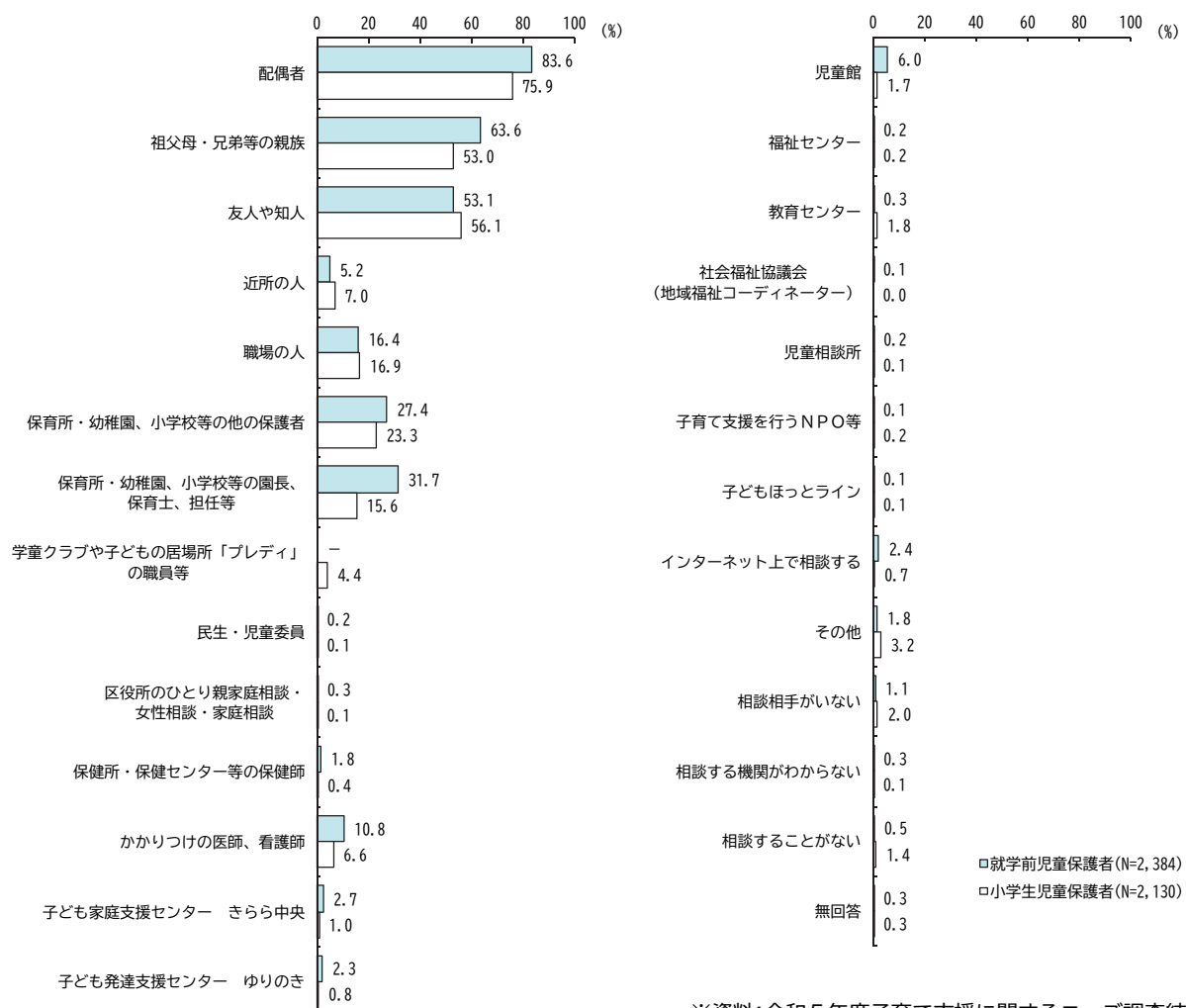
【現況と課題】

本区の特徴として、30代、40代の子育て期に核家族で転入する家庭が多く、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「近所づきあいがいい」、「子どもをみてくれる人がいい」と答える家庭が増える等、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向にあります。このため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための相談支援体制を強化する等、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。

「子育て支援に関するニーズ調査」において、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について質問したところ、就学前・小学生児童保護者ともに「配偶者」、「祖父母・兄弟等の親族」、「友人や知人」が上位3位であり、次いで「保育所・幼稚園等の園長、保育士、担任」、「他の保護者」、「職場の人」等となっています。一方、「相談相手がない」と答える人も少数ながらいることがわかります。

あわせて、同調査で子育て情報の入手先について質問したところ、就学前・小学生児童保護者ともに「インターネット」、「友人や知人」が上位となっており、欲しい情報は、「子ども向けイベント情報」の割合が高くなっています（P41・42 参照）。

子育てに関して気軽に相談できる人や場所（全体）：複数回答【子育て支援に関するニーズ調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果

本区では、区の広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、地域や子育てに関するさまざまな情報を発信していますが、必要な情報が入手できるよう、引き続きさまざまな機会を捉えて周知していくことが重要です。

また、子育てに関して気軽に相談できる身近な場所として、子育て交流サロン「あかちゃん天国」での専門スタッフによる子育てに関する情報提供や相談、在宅で子育てを行う家庭に対し、区立保育所の園庭開放時の子育て相談等を行っています。

さらに、令和6（2024）年7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転し、保健所や教育委員会等と連携することで、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

加えて、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につなぐ、「ふくしの総合相談窓口」を令和6（2024）年4月に開設しました。子ども家庭支援センターを含めた各分野の相談支援機関等で受けた複合的な相談を世帯全体の課題として受け止め、多機関が連携して支援を行うことができる体制を強化しています。

子育て家庭の孤立化を防ぐためにも、いつでも身近な場所で相談できる体制を確立し、関係機関の連携の一層の強化を図ることが重要です。さらに、保護者同士が気軽に集まり、交流し、支援者につながるができる場の拡充が必要です。

【取組の方向性】

- 子育て家庭が、地域や子育ての必要な情報を入手できるよう、引き続きさまざまな機会を捉えて周知を図ります。
- 子育て家庭がいつでも気軽に身近な場所で相談できる体制を確立し、相談者の適切な支援に向け、関係機関の連携の一層の強化を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
利用者支援事業 地域子ども・子育て支援事業	子どもやその保護者、妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。 また、保健所・保健センターと子ども家庭支援センターが連携し、地域のすべての妊産婦と子育て家庭に対し妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談と切れ目のない支援を行います。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 放課後対策課 子ども家庭支援センター 健康推進課 保健センター	<保育所申込等に関する相談体制> ・区役所：1カ所 ・その他（出張相談）：特別出張所・保健所・保健センター・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室 ・認可保育所入所申込受付：2,935件 ・保育園入園出張相談での相談：800件	<保育所申込等に関する相談体制> 引き続き、保育園長経験者等を窓口配置するほか、出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する様々な相談にきめ細かに対応していくとともに、適切な情報を提供できるよう、情報収集や各部署との連携を図っていきます。



重点事業

事業名	事業内容	
	<地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談> 870件 実施箇所：7カ所 <子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】> ・新規相談件数 虐待など養護相談：781件 育児など育成相談：192件 その他：38件 合計：1,011件 ・児童館等巡回相談 児童館等：9カ所 巡回相談延べ：107回 相談件数：215件 <「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談> 8,522件 (再掲) 妊婦相談：3,261件	<地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談> 実施箇所：7カ所 <妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制> 実施箇所：5カ所

事業名	事業内容	
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導) <u>地域子ども・子育て支援事業</u>	生後28日以内の新生児及び4カ月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	出生数：1,783人 訪問率：92.16% 把握率：100%	出生数（0歳児人口推計）：2,069人 生後28日未満の新生児及び4カ月までの乳児を対象に実施し、把握率について100%の維持に取り組みます。

事業名	事業内容	
こども家庭センターの設置	令和6年7月に子ども家庭支援センターが中央区保健所等複合施設に移転し、母子保健と児童福祉のより一層の連携基盤の強化が図られたことから、「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課 放課後対策課 子ども家庭支援センター 健康推進課 保健センター	令和7年4月設置予定	母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたる包括的な相談支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整えていきます。

事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会 （地域福祉課）	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	内容	担当課
子育てガイドブック	妊娠から出産、育児までの各種手続きやサービス、施設の案内等を掲載したガイドブックを配布しています。	子ども子育て支援課
子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」	「妊娠・出産したとき」、「子どもを保育園に預けたいとき」、「子育てについて相談したいとき」等、妊娠・出産・子育てに関する便利な情報をわかりやすくまとめたポータルサイトを運営しています。	子ども子育て支援課
保育所での地域交流事業	保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。 また、地域の子育て家庭に対し育児不安の軽減や孤立防止につながるよう、各保育所において、在園児とともに園行事等の保育所での生活を体験するイベントや離乳食講座、出産前後の親の育児相談等も実施しています。	保育課
子育て支援講座の開催	子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。 特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」等、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。	子ども家庭支援センター
ちゅうおう子育てナビアプリ	乳幼児の保護者の負担軽減のため、予防接種スケジュールの自動作成機能を提供するサービスです。また、予防接種情報、母子事業情報、感染症の流行情報等区のお知らせも提供しています。	健康推進課
あのねママメール、あのねパパメール	妊婦から3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパとその家族に対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのこと、あかちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報等を配信しています。	健康推進課
ママのこころの相談	産後うつ等、産後のこころの問題を早期に発見し、早期に支援するため、精神科専門医や保健師による精神保健相談を行います。	健康推進課
地域福祉コーディネーター事業	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会 （地域福祉課）
ブーケ21 女性相談	女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施しています。	総務課



事業名	内容	担当課
男性電話相談	多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施しています。	総務課
SNS 相談 【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNS を活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課



コラム

子育てに関する情報の発信

1 中央区公式ホームページ、SNS

本区の公式ホームページや SNS を通じて、子ども・子育て支援に関する情報や地域のイベントの情報等を発信しています。ぜひチェックしてみてください。



区公式ホームページ



X (旧 Twitter)



Instagram



YouTube



LINE



2 子育てガイドブック

妊娠から出産、育児までの各種手続きやサービス、施設の案内等、本区の子育て支援に関する情報をまとめた冊子です。



【URL】 <https://www.city.chuo.lg.jp/a0020/kosodate/kosodate/shien/sasshi/kosodateguidebook.html>



【掲載内容】

- 妊娠したら
- 赤ちゃんが生まれたら
- 健康に育つために
- 子育て支援サービス
- 障害のある子ども・家庭への支援
- ひとり親家庭の子育て支援サービス
- 子育て情報のページ
- 保育園・幼稚園
- 就学・子どもの居場所づくり
- ひとりで悩まないで
- いざというときに備えて
- 地域情報ガイド
- お医者さん情報
- ぴったりにサービスオンライン申請

3 子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」

妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや情報についてカテゴリー別にまとめられたポータルサイトです。



【URL】 <https://chuo-city.mamafre.jp/>



4 ちゅうおう子育てナビアプリ

産前産後のご家族が安心して過ごせるよう、お腹の赤ちゃんの成長の様子や産後の子育てアドバイス、予防接種スケジュールの自動案内、区内の予防接種実施医療機関、感染症等の流行情報、乳幼児の健康診査等タイムリーな情報をプッシュ式でお届けしています。

【Web 版 URL】 <https://chuo.city-hc.jp/>

【アプリ版】 iPhone の場合は Apple store、Android の場合は

Google Play にて「ちゅうおう子育てナビアプリ」と検索してください。



方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援

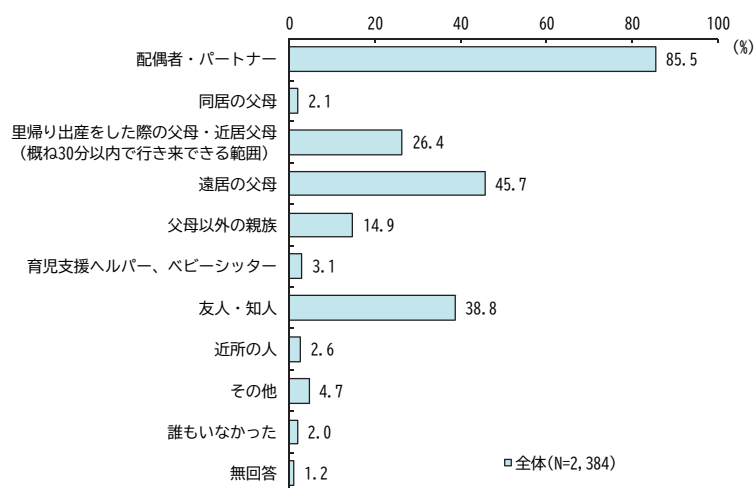
【現況と課題】

本区では、出産・育児を行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、妊娠期（母子保育教育（プレママ、パパママ教室）等）から出産（産後ケア事業等）、子育て期（予防接種助成等）に至るまでのきめ細かで一貫した支援体制を充実させています。また、妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を構築しています。

しかしながら、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、妊娠時に身近な人で気にかけてくれた、支えてくれたと感じる人が「誰もいなかった」と回答する人、また、出産直後に子どもの子育てや家事を助けてくれたと感じる人が「誰もいなかった」と回答する人が数%ですが、い

妊娠時に身近な人で気にかけてくれた、支えてくれたと感じる人（全体）：複数回答

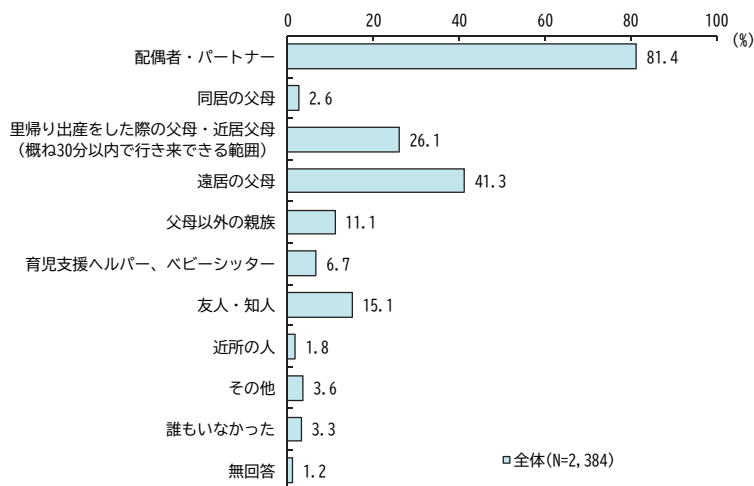
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

出産直後に子どもの子育てや家事を助けてくれたと感じる人（全体）：複数回答

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



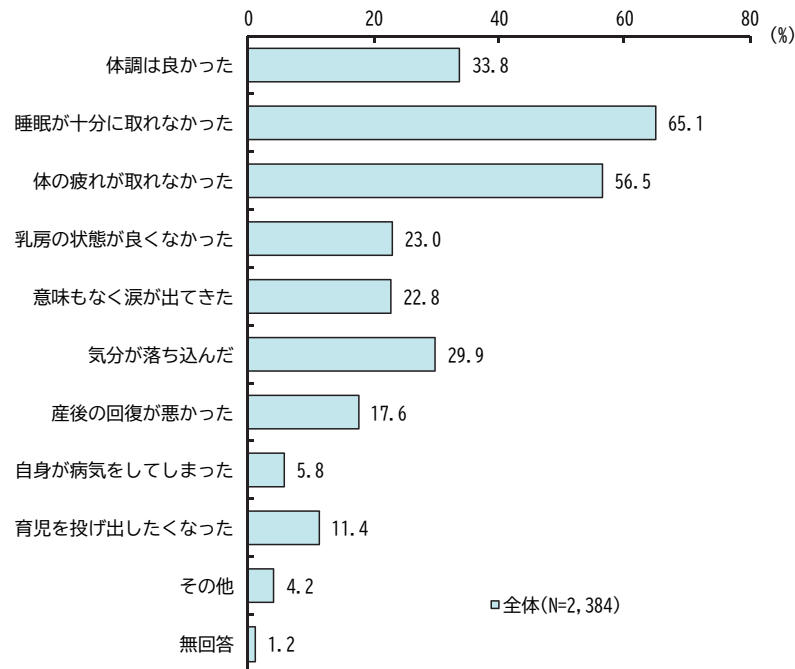
※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）



また、産後の母親の身体面、精神面の体調、産後の育児に関して困ったことやつらかったことへの質問の回答から、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信がもてなくなることが多いことがわかります。

産後の母親の身体面、精神面の体調（全体）：複数回答【経年比較】

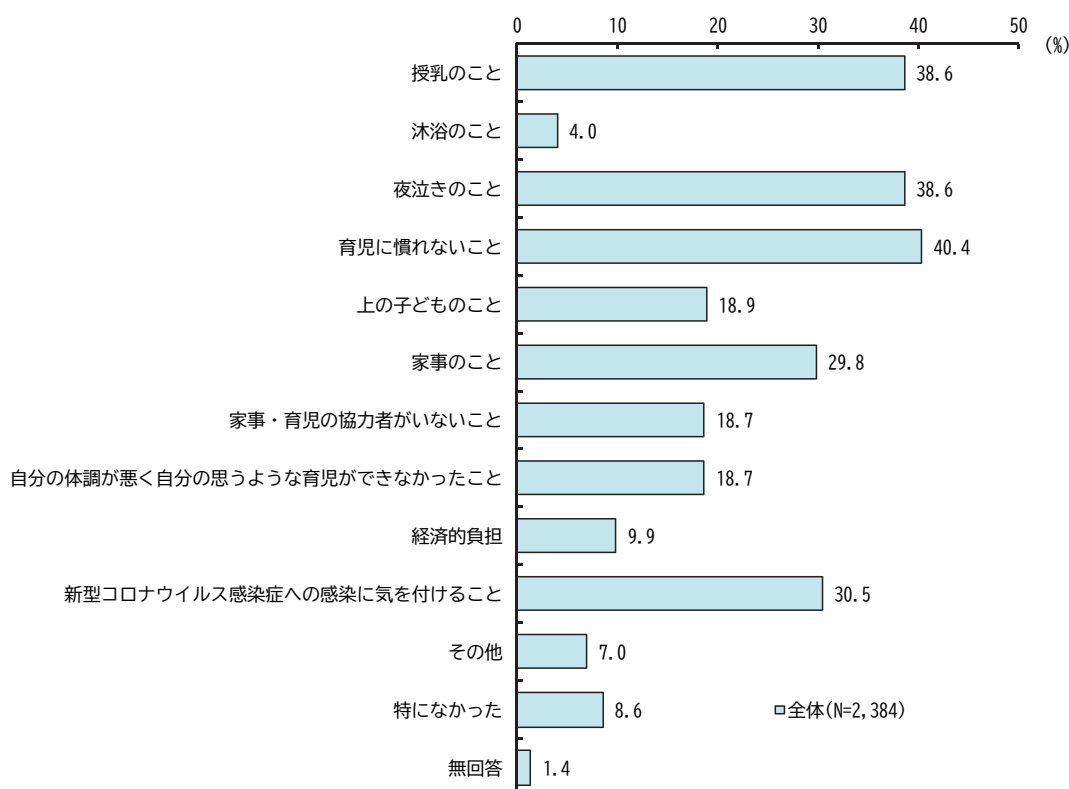
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

産後の育児に関して困ったことやつらかったこと（全体）：複数回答【経年比較】

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

このことから、さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実していく必要があります。

また、若い世代の男女が将来、より健康的になり、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にするために、女性とカップルに将来の妊娠のための健康管理を促す取組を推進していくことも重要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握できるよう、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施していきます。
- 令和元年度に整備した「子ども子育て応援ネットワーク」を基盤に、さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、切れ目のない相談支援を行います。
- 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、妊娠を希望する人が安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
出産・子育て応援事業 地域子ども・子育て支援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実するとともに経済的支援を一体的に実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<伴走型相談支援> 妊娠届出、妊娠8カ月、新生児訪問時の面談等により、一貫した相談支援を実施 <経済的支援> 専用 Web サイトで利用可能なギフトカード（Web カタログギフト）を支給 ・出産応援ギフト 妊娠届出時の面談を受けた妊婦（5万円相当） ・子育て応援ギフト 新生児訪問時に面談を受けた世帯（新生児1人につき10万円相当）	引き続き、身近な伴走型相談支援と経済的支援を実施することにより、すべての家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援に取り組みます。

事業名	事業内容	
バースデーサポート	2歳を迎える子どもがいる世帯にギフトカードを支給するとともに、必要な子育て支援の情報提供や状況把握等を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	子育て支援のニーズを把握するためのアンケートに回答された世帯に、家事・育児パッケージを配布 第1子 1万円相当：559人 第2子 2万円相当：303人 第3子以降 3万円相当：54人	引き続き、効果的な情報提供や情報把握を行い、切れ目のない支援を提供していきます。



事業名	事業内容	
妊婦健康診査 地域子ども・子育て支援事業	母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回、多胎児の場合は最大19回）、超音波検査（最大4回）及び子宮頸がん検査の費用の一部助成を行っています。 また、里帰り出産をするため等、東京都外の医療機関等で受診した妊婦健康診査費用の一部を助成しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<妊婦健診受診者数> ・1回目（実人数）：1,953人 ・2～14回目（延人数）：19,233人 ・超音波検査（延人数）：5,434人 ・子宮頸がん検査（実人数）：1,830人 ・里帰り出産（延人数）：1,860人	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施します。

事業名	事業内容	
子ども子育て応援ネットワーク	保健所・保健センターと子ども家庭支援センター、放課後対策課において、支援が必要な妊産婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針を協議しています。 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防等、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課 保健センター 子ども家庭支援センター 放課後対策課	・支援連絡会議開催回数：6回 ・協議件数：6件 【内訳】 支援プラン作成件数：6件	子ども子育て応援ネットワークを基盤に「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備し、両分野の連携・協働を深化します。

事業名	事業内容	
産後ケア事業 地域子ども・子育て支援事業	産後ケアを必要とするすべての母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型、日帰り型での産後ケアを実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<年間利用実績> 利用者：369組（宿泊型）	<年間利用見込> ・宿泊型：3,130人日 ・日帰り型：4,221人日

主な事業等		
事業名	内容	担当課
母子健康教育 (プレママ教室・ パパママ教室)	プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室等、出産準備のための講座を実施することにより、妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくり等、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいます。	健康推進課 保健センター
乳幼児健康診査	乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施し、乳幼児の成長、発達の状態を判断し、健全な育成が図られるよう指導するほか、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行っています。	健康推進課 保健センター
乳幼児健康相談	就学前の乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、医師・保健師・管理栄養士・臨床心理士等が応じています。	健康推進課 保健センター
食育の推進	<保育施設での取組> 望ましい食生活の基礎をつくるため、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食等の取組を年齢に応じて行い、園児の食への興味・関心を高めます。 また、保護者が食への理解を深められるよう、食育講習会・食事相談の実施、栄養だより・給食レシピ動画等食育情報を通じて家庭における食育を推進します。 <保健所・保健センターでの取組> 食と健康に関する情報を幅広く発信するために、区のホームページ「食育ガイド」やデジタル技術等を活用しながら、食育のスタートにあたる胎児期からライフコースアプローチの視点を踏まえた食育を推進します。食に関する体験や料理づくりの活動を通じ健康で自立した食生活が実践できるよう「食べる力」を育んでいきます。 また、食育の原点となる共食の重要性の理解促進に取り組んでいます。 <学校での取組> 大学講師やプロの料理人等「食」の専門家を招き、子どもたちが食に関する正しい知識等を学べるように、食育の授業を実施します。 また、児童・生徒が日常生活における食事のほか、伝統的な食文化や食料の生産、流通、消費についても正しい理解を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けることができるように、日々の学校給食を通して食育を推進します。さらに、親子（食育）クッキングを実施し、親子で食事を作る楽しさを伝えるとともに、家庭における食育も推進します。	子ども子育て支援課 健康推進課 学務課 指導室
予防接種	感染症による患者の発生とまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種及び予防接種法に基づかない任意予防接種の費用助成を実施しています。 また、保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、「ちゅうおう子育てナビアプリ」で予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨を行うサービス「かんたん予防接種スケジュール」を提供しています。	健康推進課



事業名	内容	担当課
出産を迎える親の体験学習	育児不安解消につながるよう、私立認可保育所等において、出産前後の地域の子育て家庭の親に対し、子どもとの関わり方を見学する等の体験学習を実施していきます。	保育課
子どもの事故予防	乳幼児健康診査等を活用し、発達段階に応じた事故予防の普及啓発を図っています。 また、子どもの事故が多く発生する0～3歳児の保護者へは、乳幼児健康診査時に事故経験の有無等を個別に聞き取り、適切な助言・指導を行っています。	健康推進課 保健センター
ツインズクラブ	双子・三つ子を妊娠、子育てされている家庭ならではの妊娠・出産・育児の楽しみ、不安や悩み等、同じ仲間同士でお話ができる交流会を実施しています。	月島保健センター 晴海保健センター
コミュニティバス（江戸バス）無料乗車券の交付	妊婦の通院、乳幼児健診、日常生活や親子で外出する際等に使用していただくため、区内に在住の妊婦及び対象乳幼児（2歳到達月の末日まで）を養育している方へコミュニティバス（江戸バス）の無料乗車券を交付しています。	健康推進課 交通課
特定不妊治療費（先進医療）助成	保険適用された特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）とあわせて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成しています。	健康推進課
誕生記念植樹	新生児誕生のお祝いと緑化意識の高揚のため、公園等に記念植樹を実施しています。	水とみどりの課
育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息私の時間」	育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、男女平等センターにおいて、社会参加の機会と交流の場を提供しています。	総務課



コラム

プレコンセプションケア

コンセプション（Conception）は受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかることをいいます。そして、プレコンセプションケア（Preconception care）とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことです。

早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。今は妊娠や結婚を考えていない人も、プレコンセプションケアを実施することで健康になり、より充実した人生を送ることにつながります。

※具体的なアクションにつながるための参考となる情報を集めた「プレコンノート」及び「プレコンノート」ウェブサイトを国立成育医療研究センターが公開しています。ぜひご覧ください。

出典：国立研究開発法人国立成育医療研究センターHP

【URL】

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/preconnote/>



方向性2 基本施策3 教育・保育環境の整備

【現況と課題】

本区の乳幼児人口(0～5歳)は、令和2(2020)年から減少傾向にありましたが、令和5(2023)年以降再び増加しています(P12 参照)。また、保育ニーズ率は、1・2歳、3～5歳では上昇傾向で、0歳においても令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて若干低下しましたが、令和6(2024)年度に再び上昇に転じています。

本区では、令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間で認可保育所を新たに22園開設する等1,200人以上の保育定員の拡大を図っており、保育所待機児童数も令和4年以降ゼロとなっています。

保育ニーズ率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	24.0%	24.3%	19.8%	19.4%	22.7%
1・2歳	54.8%	57.3%	58.1%	59.1%	64.5%
3～5歳	52.1%	54.1%	57.0%	58.2%	59.2%
計	48.1%	50.2%	50.9%	51.9%	54.9%

※資料：中央区資料

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、就学前児童保護者のフルタイム共働きの家庭の割合は前回より高くなっている(平成30年:54.5%、令和5年:63.5%)とともに、定期的に利用したい施設・事業では、保育所(区立・私立認可保育所、認証保育所、小規模保育事業所)・保育事業(居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業)・保育施設(事業所内保育施設、認可外保育施設)、認定こども園(長時間)、ベビーシッターを希望する割合が、0歳で5割台、1・2歳で8割、3～5歳で6割台後半となっており、実際の保育ニーズ率を大きく上回っています。そのため、今後も地域ごとの乳幼児人口、保育ニーズの変化を注視しながら、きめ細かに対応していく必要があります。

また、区立幼稚園の利用者数は減少傾向にありますが、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、定期的に利用したい施設・事業では、3～5歳で幼稚園、認定こども園(短時間)等を希望する割合が3割前後となっています。教育環境のさらなる充実を図るため、区立幼稚園では、令和6(2024)年4月から新たに弁当給食と全園での預かり保育を実施しております。今後も幼稚園の利用ニーズを踏まえながら、子どもと保護者から支持されるよう、魅力ある園づくりを進めていく必要があります。



定期的に利用したい施設・事業（0～5歳の各歳別）（全体）【子育て支援に関するニーズ調査】

<該当の年齢以下で回答があった人>

	区立幼稚園（通常の教育時間の利用）	区立幼稚園（通常の教育時間の利用 + 日常的な預かり保育）	私立幼稚園、中央区立以外の公立幼稚園（通常の教育時間の利用）	私立認可保育所	認定こども園（長時間保育）	認定こども園（長時間保育）	認定こども園（長時間保育）	認定こども園（長時間保育）	事業所内保育施設（区で認可されているもの）	小規模保育事業所	居宅訪問型保育事業（障害児向け）	居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可外保育施設	企業主導型保育事業	ベビーシッター	保護者が子どもを見られるため、利用を希望しない	就労はしているが、在宅勤務や子連れ出勤をしているため、教育・保育事業の利用を希望しない	その他
0歳の4月1日（n= 65）	0.0	0.0	0.0	27.7	9.2	1.5	1.5	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	12.3	41.5	1.5	0.0
1歳の4月1日（n= 413）	1.0	1.2	0.5	33.4	22.8	1.2	10.9	2.9	0.2	0.2	0.0	0.2	1.0	1.5	7.5	14.0	1.0	0.5
2歳の4月1日（n= 776）	1.8	1.8	1.2	35.2	23.7	0.9	11.0	3.7	0.4	0.5	0.0	0.1	3.7	1.3	4.0	8.1	0.9	0.6
3歳の4月1日（n=1,200）	8.9	11.3	2.8	25.9	24.0	1.4	11.5	1.9	0.3	0.2	0.1	0.0	3.7	0.3	1.2	1.3	0.3	1.3
4歳の4月1日（n=1,531）	9.2	12.6	2.9	24.6	23.3	1.4	12.6	1.9	0.1	0.1	0.1	0.0	4.0	0.4	1.4	0.3	0.0	1.2
5歳の4月1日（n=1,826）	9.4	13.2	2.9	24.5	23.3	1.5	11.7	1.9	0.2	0.1	0.1	0.1	4.2	0.4	1.4	0.2	0.2	1.3

※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

加えて、本区の小学生人口は増加傾向にあるため、区内の住宅開発動向のほか、教育施設の需要・老朽化への対応や地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設を整備・改修していく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域ごとの乳幼児人口、保育ニーズの変化を注視しながら、保育所等の整備計画を随時検討し、今後も保育所待機児童数ゼロの継続を目指します。
- 区立幼稚園の利用ニーズを踏まえ、教育環境のさらなる充実を図るとともに、魅力ある園づくりを進めていきます。
- 今後の児童・生徒数増加に対応するため、引き続き、学校施設の計画的な整備・改修を行います。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
保育環境の整備	<保育施設の整備> 乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、民間企業（株式会社）等の多様な主体に対する私立認可保育所等の開設支援により、保育施設の整備を進め、待機児童を抑制するよう努めています。 <保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等> 平成 29 年度から、集団保育が難しい医療的ケアが必要な子どもに対し、乳幼児の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行う居宅訪問型保育事業（障害児向け）を行っています。 また、令和元年度から、認可保育園に入れなかった方を対象に居宅に訪問して 1 対 1 で保育を行う居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を導入し、施設整備以外の保育事業により、保育定員の拡大を図っていきます。 <育児休業後の保育施設の確保> 0 歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則 1 歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。 認証保育所については、主に 0～2 歳児に対する保育ニーズに応える施設という本来の役割を踏まえ、令和 6 年度から 0～2 歳児クラスに在籍する児童の保育料補助を見直し、認可保育所の受け皿として強化を図っています。 認可保育所において、定員に余裕のあるクラスの枠を活用し、1 年間または地域によっては最大 2 年間限定で、1 歳児または 2 歳児の保育を実施します。（期間限定型保育事業）	
担当課	現況（令和 5 年度実績）	最終年度（令和 11 年度）目標
保育課	<保育施設の整備> ・保育所等定員数（R 6. 4. 1 現在） 0 歳：516 人 1～2 歳：2,598 人 3～5 歳：3,877 人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 <保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等> ・居宅訪問型保育事業（R 6. 4. 1 現在） - 障害児向け：3 人 - 待機児童向け：30 人 ・認証保育所保育料補助等 - 保育料補助件数：延べ 3,213 件	<保育施設の整備> ・保育所等定員数 0 歳：520 人 1～2 歳：2,739 人 3～5 歳：4,355 人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 <保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等> ・居宅訪問型保育事業 - ニーズに応じて実施 ・認証保育所保育料補助等 0～2 歳児 - 補助額：令和 6 年度から実施している認可保育所保育料との差額相当額全額補助（上限月額 6 万 4 千円）を継続 3～5 歳児 - 令和 9 年度から区独自補助を終了 ※国による無償化分（上限月額 3 万 7 千円）は継続



重点事業

担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課	<育児休業後の保育施設の確保> ・1歳児から定員設定の保育施設数：31園（認定こども園を含む） ・期間限定型保育事業（4、5歳児クラスの空きを利用し1歳児の保育を実施） 実施認可保育所：6園 1歳児定員：30人 （R6.4.1現在）	<育児休業後の保育施設の確保> ・引き続き、1歳児からの定員設定とする保育施設整備に取り組みます。 ・認可保育所において、定員に余裕のあるクラスの枠を活用し、1、2歳児の保育を実施します。

事業名	事業内容	
幼稚園預かり保育 地域子ども・子育て支援事業	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園及び幼保連携型認定こども園において預かり保育を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
学務課	実施園数：4園 利用定員：135人／1日 年間利用件数：18,484件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：15園 利用定員：549人／1日 年間利用件数見込：16,559件 年間受入件数：132,505件

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
「赤ちゃん・ふらっと」設置の推進	まちづくり基本条例で定める地域特性に応じた計画の反映事項である「赤ちゃん・ふらっと事業」に関する協議に対応します。	子ども家庭支援センター
幼稚園弁当給食の提供	区立幼稚園全園で、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。	学務課
通園バスの運行	久松幼稚園の常盤園舎への移転に伴い、通園バスを運行しています。 運行開始：令和6年9月	学務課
日本橋中学校の改築	日本橋地域における生徒数の増加に対応するため、現在地において日本橋中学校を改築します。 新校舎開設予定：令和11年度	学校施設課
晴海西小学校第二校舎の整備	晴海地区における児童数の増加に対応するため、晴海四丁目に晴海西小学校の第二校舎を整備します。 開設予定：令和11年度	学校施設課



コラム

幼稚園の預かり保育の拡充・弁当給食の提供

令和6（2024）年4月から、区立幼稚園における教育環境のさらなる充実を図るため、子育ての支援策の充実として区立幼稚園全園で弁当給食（無料）及び預かり保育を実施しています。

提供される弁当「にこにこ給食」は、栄養バランスが整えられており、様々な食材に触れる機会となっています。保護者からは、「朝の時間を、子どもとゆっくり過ごせるようになった」、「今まで食べられなかった食材が食べられるようになった」等の声をいただいています。

預かり保育では子どもの心身の負担に配慮した生活を大切にし、一人一人が自分のペースでゆったりと過ごせる場を提供しています。



方向性2 基本施策4 教育・保育の質の向上

【現況と課題】

本区では、教育・保育の質の向上を図るため、区立幼稚園に対する幼児教育担当専門幹及び保育所等に対する園長経験者等による定期的な巡回指導を実施しています。

また、幼稚園教諭に対しては、職層研修やメンタティーチャーによるフォローアップを行うことで、教育レベルの底上げを図っています。

保育士に対しては、研修等で保育士同士が交流する場の提供や巡回相談等を通じたフォローアップ、宿舍借上支援や資格取得支援等を通じて保育士の確保と定着、資質向上に努めています。加えて、保育士の業務負担の軽減に向け、ICT活用の推進に取り組んでいます。

保育士による巡回指導等実績の推移（認可保育所及び地域型保育事業等）

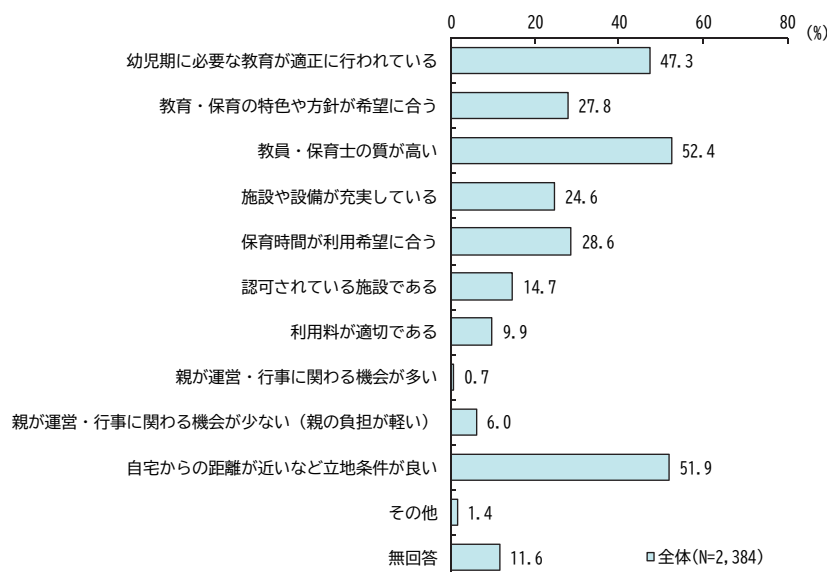
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立認可保育所	449回	252回	483回	596回	583回
家庭的保育事業	19回	5回	—	—	—
小規模・事業所内保育所	27回	12回	12回	14回	18回
認証保育所	113回	37回	75回	117回	96回
幼保連携型認定こども園	—	—	—	3回	3回
区立・公設民営保育所	134回	34回	40回	47回	58回
認可外保育施設（委託）	—	—	114回	145回	151回

※資料：中央区資料

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、施設・事業を選ぶ上で、「教員・保育士の質が高い」ことや、「幼児期に必要な教育が適正に行われている」ことを重視している状況がみられることから、より一層、教育・保育の質の確保・向上に努めていく必要があります。

施設・事業を選ぶうえで重視する条件（全体）：複数回答（3つまで）

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

さらに、本区では、保育所と幼稚園において保育・教育内容を共有するとともに、「保幼小の接続期カリキュラム」を作成し、小学校教育との接続をより円滑にできるよう取り組んでおり、私立・公立を問わず区内の保育所と幼稚園、小学校が連携していることが、本区の保幼小連携の特長と言えます。幼児期における教育は、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育み、小学校以降の教育の充実につながっていきます。

引き続き、保幼小の連携を図り、子どもたちがどのような環境でも、のびのびと自分を発揮できるよう取り組んでいくことが重要です。

また、国際化が進展する中で、本区では外国人の子ども（0～14歳）の人口は増加傾向にあり、令和2年4月1日の842人から令和6年4月1日には1,150人となっています。外国人児童・生徒が安心して学ぶことができるよう支援していくことも重要です。

【取組の方向性】

- 教育・保育の質の向上を図るため、区立幼稚園及び保育所等に対する巡回指導を一層充実していきます。
- 研修等で保育士同士が交流する場の提供や巡回相談等を通じたフォローアップ、宿舎借上支援や資格取得支援等を通じて、保育士の確保と定着、資質向上を図るとともに、保育士の負担軽減に向け、ICTの活用を推進する等、一層働きやすい環境づくりを進めます。
- 「保・幼から小」、「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、教員・保育士等の交流・連携を推進します。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
保育園巡回支援・指導検査	私立保育所等に対し、保育士等による定期的な巡回支援を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づいた指導検査を実施し、保育の安全性の確保と質の向上に取り組みます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 学務課	(1) 巡回支援 ・私立認可保育所（62園）：583回 ・小規模・事業所内保育所（2園）：18回 ・認証保育所（12園）：96回 ・区立・公設民営保育所（16園）：58回 ・幼保連携型認定こども園（1園）：3回 ・認可外保育施設（32施設）：151回 ・都認可外巡回指導同行（48施設）：10回 ・都認証巡回指導同行（12施設）：4回 (2) 指導検査 ・私立認可保育所（62園）：57回 ※都との合同検査2回 ・小規模・事業所内保育所（2園）：2回 ・認証保育所（12園）：5回 ・区立・公設民営保育所（16園）：5回	定期的な巡回をすることにより、保育内容や安全性の確認をするとともに、質の確保・向上に取り組みます。 また、認可外保育施設の巡回支援にも取り組み、本区全体の保育水準の向上を図ります。



重点事業

担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 学務課	・都検査立会い 認可保育所：0回 ・都検査立会い 認証保育所：0回 ・都検査立会い 認可外保育所：6回 ・幼保連携型認定こども園（1園）：1回 ※都との合同検査1回	

事業名	事業内容	
保育士への支援	保育士等の処遇の改善やキャリアアップに向けた取組に要する費用、保育士等職員の宿舍として民間賃貸物件を借り上げた場合の費用や開設時ICT導入に要した費用を補助するとともに、各園の課題に合わせた研修等を行うことにより、保育士確保の支援や保育内容の充実を図り、保育の質の確保・向上を推進していきます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）
子ども子育て支援課 保育課 学務課	・キャリアアップ補助金：77園 ・保育士等職員宿舍借上支援事業補助金（公設民営園を含む）：78園 ・保育士資格取得支援事業補助金：3園 ・ICT推進事業補助金：3園 ・実務研修（区立・私立認可保育所等の保育士、看護師、調理員対象）：15回 ・私立園歳児別研修：2回	引き続き、保育士確保に対応した事業を実施します。 また、保育士一人一人の意欲を高め、専門性の向上につながる研修を継続して行います。

事業名	事業内容	
保幼小の連携	幼稚園教員や保育士の指導力を向上させるとともに、保・幼・小の連携強化の充実を図ることで、その成果を保育所・幼稚園・小学校での保育や教育に展開していきます。 こうした取組を通じて、「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課 保育課 指導室	保幼小における合同連絡会・連携の実施 連絡会：2回 連携日：22回 保幼小連携推進委員会の実施：6回	保幼小連携推進委員会作成の指導資料等を活用し、幼児期から小学校入学後の接続期における段階的指導を充実させるとともに、幼児教育から小学校教育9年間の学びの連続性を担保します。

主な事業等		
事業名	内容	担当課
保育体制強化事業	多様なサポート人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減を図る保育事業者に対し、経費の一部を補助しています。	保育課
すくわくプログラム	幼稚園における教育環境のさらなる充実を図るため、令和7年度から幼稚園及び幼保連携型認定こども園全園で「すくわくプログラム」を試行的に実施します。 なお、同様の取組を実施する私立認可保育所等に対し、費用の一部を補助します。 ※すくわくプログラム…主体的・協働的な探究活動を通じ、子どもの豊かな心の育ちを支援する取り組みです。	保育課 学務課
学校評価	学校運営の改善と発展を図るため、全小中学校及び幼稚園において、「教職員による自己評価」と「自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民等の学校関係者による外部評価」を実施し、結果を公表します。 また、4年に一度の周期で学校運営に専門的な識見のある第三者を加えた外部評価を実施します。	指導室
外国人児童・生徒への支援	外国人児童・生徒が、言葉や生活習慣の違いを克服し、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、状況に応じて60時間を限度に日本語の語学指導員を配置しています。	教育センター
教育・保育における安全対策	幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。	子ども子育て支援課 保育課 学務課 指導室
バスさんぽ	私立認可保育所等の園児がのびのびと外遊びができるよう、近隣の比較的広い公園等までのバス送迎を実施しています。	保育課
遊びや活動の場の確保	私立認可保育所等に対し、区立保育所のプール・園庭の開放及び区内の運動場等を開放し、交流による集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めていきます。	子ども子育て支援課 保育課 スポーツ課





コラム

保育の質の向上に向けた取組（巡回指導・支援、研修）

保育所は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期の子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められる児童福祉施設です。保育士等には、日々の生活や遊びの中で、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、一人一人の子どもの思いや願いを受け止めるとともに、子どもの主体的な活動を重視し、計画的に環境を構成することや応答的に関わることを求められます。

本区では、保育の質の向上に向けて、認可保育所等に対し、保育士等が保育・衛生・安全の視点から定期的に巡回し、相談に応じたり、指導及び助言を行っています。認可外保育施設については、令和3年度より委託による巡回を行っています。

また、保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を実施しています。

【保育士の研修（令和5年度実績）】

■区立・私立認可保育所等向け実務研修（区実施）

保育士向け：「乳幼児の事故防止、保育における安全対策や緊急時の対応について」

「子どもらしさを大切にする保育」ほか 参加人数:385人

看護師向け：「子どもの歯と口のケガ（未就学児）」「医療的ケア児受入に係る研修」

参加人数:72人

調理員向け：「調理業務の責任と役割について」「調理技術のスキルアップ」ほか

参加人数:487人

■私立認可保育所向け研修（区実施）

「就学前教育と小学校教育との接続」

参加人数:56人

「乳児期の主体性を育む保育とは」

参加人数:43人



■認証・認可外保育所向け研修（東京都または都外郭団体実施）

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修

参加人数:4人

認可外保育施設職員テーマ別研修

■私立認可・認証保育所向け研修（東京都または都外郭団体実施）

「就学前教育カンファレンス」「幼稚園教育研究協議会」ほか

参加人数:10名

■私立認可・認証保育所向け研修（こども家庭庁実施）

「保育実践充実推進のための中央セミナー」

参加人数:3人

方向性2 基本施策5 多様な子育て支援サービスの提供

【現況と課題】

本区では、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の確保のため、一時預かり保育や病児・病後児保育等の子育て支援サービスを提供するほか、ファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動等を推進しています。

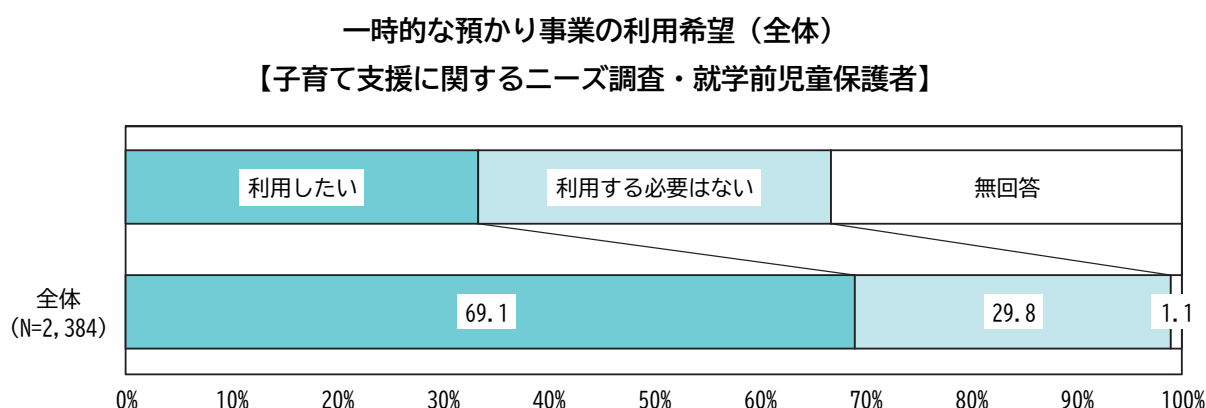
また、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や仲間づくりの場を提供するとともに、保育士等の専門スタッフが子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で開催しています。さらに、休日や年末年始、夜間の就業等、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）、区立幼稚園では、幼稚園教育時間終了後や夏休み等の長期休業期間中に園児をお預かりする預かり保育事業を全園で実施しています。

令和3（2021）年度からは、東京都の制度を活用したベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施し、居宅型保育サービスの選択肢を増やしました。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、一時預かりの利用希望は7割弱、病児・病後児保育の利用希望（親が仕事を休んで子どもを看た人）は5割と高くなっており、自由回答では「予約が取りにくい」、「手続きを簡素化してほしい」等の意見が多くみられました。

こうした意見も踏まえ、令和6（2024）年度より、一時預かり保育及びトワイライトステイでオンライン予約システムを導入しましたが、引き続き、利用者の利便性向上に向けた検討が必要となっています。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員数は横ばいの状況にあり、提供会員の確保に努めていく必要があります。

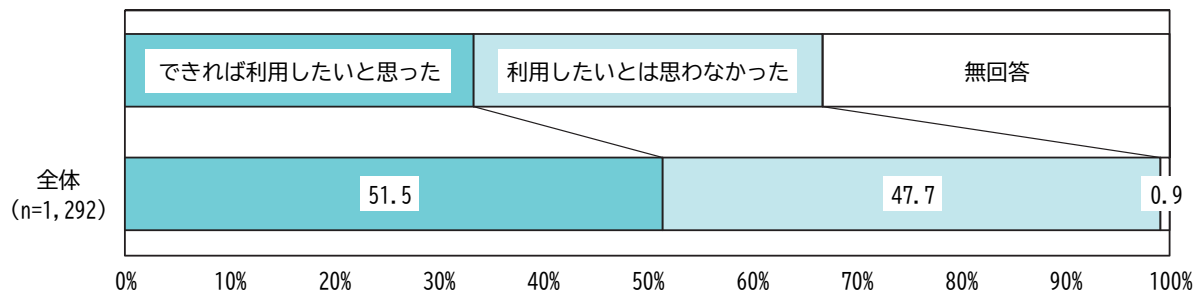


※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）



区の病児・病後児保育の利用希望（全体）【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】

<この1年間に子どもの病気やケガの経験があった人で、父親や母親が仕事を休んで子どもを看た人>



※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

【取組の方向性】

- 働き方、生活スタイル、家族形態の多様化に伴う子育て支援ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、引き続き、利便性の向上に努めるとともに、きめ細かな子育て支援サービスを提供していきます。
- 既存の保育施設の空きスペースを有効に活用する等、多様な子育て支援サービスを提供します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、潜在会員（登録はしているが活動していない会員）の活用や提供会員確保に向け啓発や情報発信を強化し、マッチングしやすい素地を整えることで、地域で子育てを支え合う活動を支援していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
時間外保育事業 (延長保育事業) 地域子ども・子育て支援事業	認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課 保育課 学務課	延長保育利用定員：1,079人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所19時以降契約者：34人	延長保育利用定員見込：1,236人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：34人

事業名	事業内容	
子育て交流サロン 「あかちゃん天国」 地域子ども・子育て支援事業	地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。 本区では、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、保育士等の専門スタッフが子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
放課後対策課	拠点数：7カ所 延べ利用人数実績：乳幼児 147,373 人	拠点数：7カ所 延べ利用人数見込：乳幼児 167,327 人

事業名	事業内容	
一時預かり保育、 トワイライトステイ、 ファミリー・サポート・ センター事業	<一時預かり保育事業（一時保育・緊急保育）> 地域子ども・子育て支援事業 保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。 本区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育を実施しています。また、公私連携認定こども園等においても、一時預かり保育を実施しています。 <トワイライトステイ> 地域子ども・子育て支援事業 保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。 <ファミリー・サポート・センター事業> 地域子ども・子育て支援事業 依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育等地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<一時預かり保育> 一時預かり保育（8施設） 延べ利用人数：15,233人 <トワイライトステイ> トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数：560人 （内訳） 幼児室（未就学児）：486人 児童室（小学生）：74人 <ファミリー・サポートセンター事業> 提供会員数：346人 （両方会員数含む） 活動件数：1,779件 ※活動件数は就学前・就学後児童の 合算	<一時預かり保育> 一時預かり保育（9施設） 延べ利用人数見込：17,253 人 延べ利用人数（受入最大枠）：57,662 人 <トワイライトステイ> トワイライトステイ（2施設） 延べ利用人数見込み：611 人 延べ利用人数（受入最大枠）：10,350 人 <ファミリー・サポートセンター事業> 提供会員数：346人 （両方会員数含む） 活動件数：1,896件 ※活動件数は就学前・就学後児童の 合算



事業名	事業内容	
病児・病後児保育事業 地域子ども・子育て支援事業	入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。 本区では区が委託する医療機関または認証保育所の4施設の保育室で実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数：1,637人	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数見込：2,583人

事業名	事業内容	
子どもショートステイ 地域子ども・子育て支援事業	保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。 本区では生後57日～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<定員数（人）> 児童養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 <延べ利用宿泊日数（総日数：日）> （内訳）児童養護施設 59日 乳児院 58日 協力家庭 0日	<定員数（人）> 児童養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：5人 <年間利用定員延べ日数> ・延べ利用人数見込：117人 ・受入最大枠：2,555人日

主な事業等		
事業名	内容	担当課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施検討	保護者の就労要件を問わずに、0歳6カ月から3歳未満の子どもを、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度」の実施を検討します。 ※国では、令和8（2026）年度から全国で実施予定	保育課
保育所における子育て支援	在園児の家庭だけでなく地域の子育て家庭に対しても、保育所の様子や子どもとの関わり方等を見学できる場を提供しています。	保育課
乳幼児クラブ	児童館において、0歳児から2歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。	放課後対策課
未就学児の遊び場「すきっぴ」	「あかちゃん天国」を卒業した3～5歳児のための遊び場事業を実施しています。	子ども家庭支援センター
ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助します。 令和6（2024）年7月から月の補助上限の引き上げや緊急対応枠を創設し、子育て家庭におけるセーフティネットを強化しています。	子ども家庭支援センター

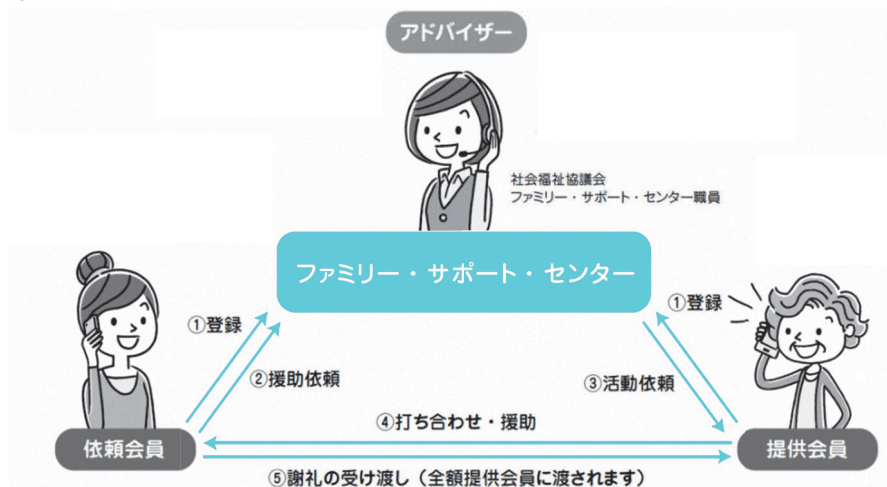
事業名	内容	担当課
緊急一時保育援助事業	保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。	子ども家庭支援センター
育児支援ヘルパー派遣事業	妊娠中または出産後6カ月に達するまでの育児や家事支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、妊産婦の家事・育児負担を軽減します。	子ども家庭支援センター
幼稚園預かり保育 【再掲】 地域子ども・子育て支援事業	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園全園において預かり保育を実施しています。	学務課
多様な集団活動等利用支援事業	小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助しています。	学務課



コラム

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な方と子育ての援助ができる方がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動で、人と人をつなぎ、子どもを笑顔にする仕組みです。



ファミリー・サポート・センターでは、子育てサポーター（提供会員）を募集しています。

🌸送迎活動のみ、短時間の預かりのみでもOKです！

例えば 「保育園、幼稚園、学童クラブの送り迎え」、「保育施設の時間外や学校の放課後のお子さんの預かり」、「習い事の送迎」

年に3回、提供会員の登録会を開催しております。詳細は社会福祉協議会在宅福祉サービス部（Tel: 3206-0120）にお問合せください。



方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり

【現況と課題】

本区の小学生人口（6～11歳）は、平成31（2019）年の7,802人から令和6（2024）年までの5年間で約30%増加し、令和6（2024）年4月1日時点で、10,261人となっています（P12参照）。人口の増加に伴い、学童クラブでは定員を超える利用希望により待機児童が発生するとともに、そのニーズは多様化しています。

そのため、本区では、区立小学校内への学童クラブの開設や民間学童クラブの誘致等による対策を進めており、学童クラブの利用可能人数は令和2（2020）年度の585人から令和6（2024）年度には1,273人と4年間で2倍以上に拡充しています。しかしながら、待機児童数は横ばいであり、令和6（2024）年度は229人となっています（P52・53参照）。

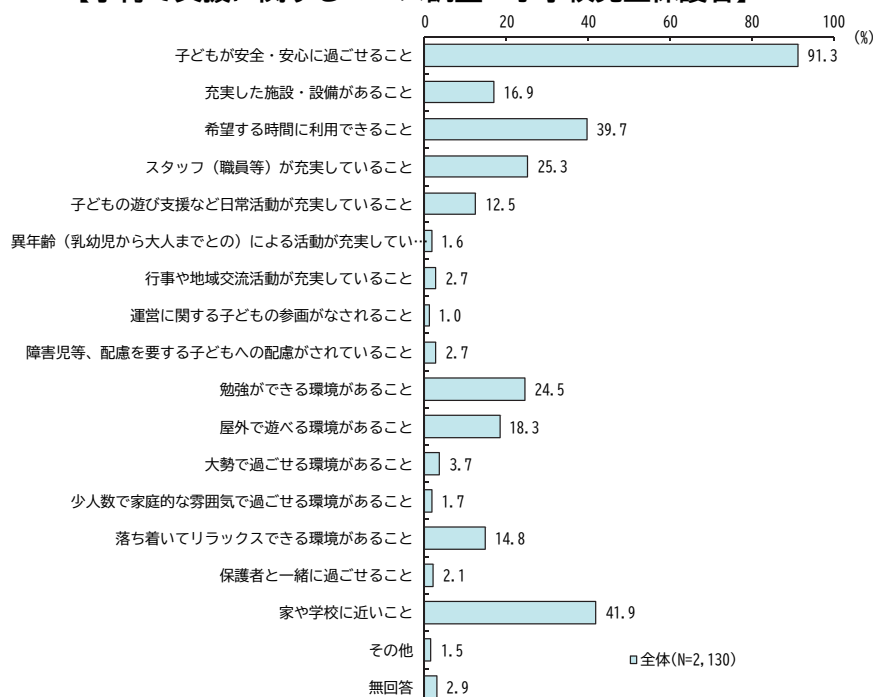
令和6（2024）年度から実施している「プレディプラス」事業では、区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に過ごし、すべての児童が放課後を安全に安心して過ごし、多様な体験・活動を行う環境を整えています。子どもにとって、学校は学びの場としてだけでなく、学童クラブの活動の場としても、安全に安心して過ごし、他者との関わりを育てる大切な居場所の一つです。そのため、こうした取組を進め、学童クラブの待機児童を解消し、放課後に安心して過ごせる場所を確保することが必要です。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、フルタイム共働き家庭の割合は、小学生児童保護者（平成30年：39.4%、令和5年：45.2%）、将来の学童クラブ利用者になる、就学前児童保護者（平成30年：54.5%、令和5年：63.5%）とも前回より高い数字となっています。

また、同調査結果では、子どもが放課後過ごす場所として重視していることは、「子どもが安全・安心に過ごせること」が最も高く、「家や学校に近いこと」、「希望する時間に利用できること」が続いています。

子どもが放課後過ごす場所として重視していること：複数回答（3つまで）

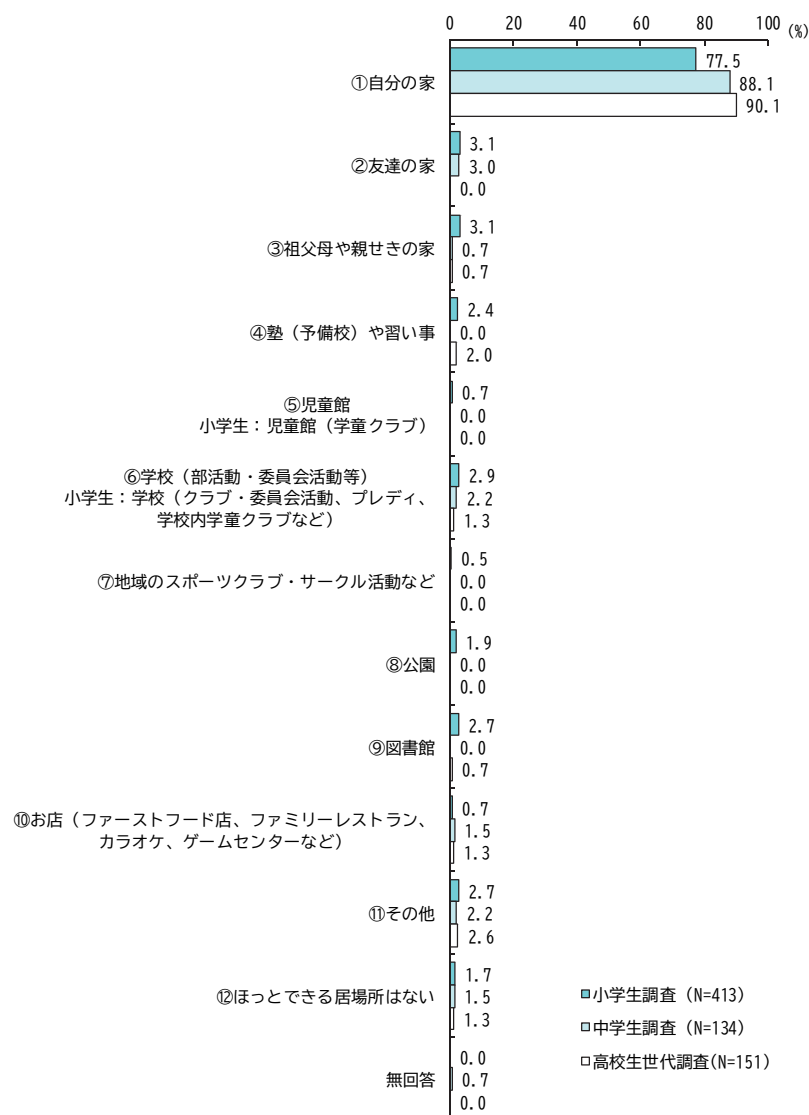
【子育て支援に関するニーズ調査・小学校児童保護者】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（小学校児童保護者対象調査より）

加えて、「子どもへのアンケート」の結果では、ほっとできる居場所について、いずれの調査でも「自分の家」が最も多くなっていますが、「ほっとできる居場所はない」と回答する人も少ないながらいることがわかります。自由回答では、「遊べる場所」、「体を動かせる場所」、「勉強・学習ができる場所」等、居場所に対する意見が多く寄せられました。公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、子どもがのびのびと体を動かすことができる場所や遊び場等の子どもの居場所を確保するため、学校や地域・事業者等と連携しながら取り組む必要があります。

ほっとできる居場所（全体）：単数回答【子どもへのアンケート】



※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

【取組の方向性】

- プレディプラス事業等の推進により、学童クラブ待機児童の解消を目指します。
- 学童クラブとプレディが、子どもの安全・安心な居場所として、それぞれの特色を活かしながら受入態勢の充実を図るほか、多様なニーズに応えられるよう、さらなる事業の連携に努めます。
- 学校や地域・事業者等と連携し、子どもが体を動かせる場所や遊び場等、子どもが安全に安心して過ごしながらか他者との関わりを育むことのできる子どもの居場所の確保に努めます。



【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもの居場所づくり	<学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> 地域子ども・子育て支援事業 放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。 本区では区立児童館8館及び一部の小学校内で学童クラブ事業を実施しています。 <子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 地域子ども・子育て支援事業 子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。 本区では区立小学校17校のうち、13校で「プレディ」を実施しています。 <プレディプラス事業> 区立小学校内に学童クラブを設置し、放課後に使用できる教室等を活用しながら、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に多様な体験・活動を行うことができる事業です。 <民間学童クラブの誘致> 学童クラブの待機児童数の増加等を踏まえ、民設民営の学童クラブを区内に誘致するため、開設及び運営に要する経費の一部を補助しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
放課後対策課	<学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> クラブ数：24 クラブ 定員数：900 人 暫定定員数：105 人 登録定数：140 人 入所者数：1,075 人 （令和6年4月1日時点） <子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 実施校数：13 校 利用登録者数：3,040 人 （令和6年4月1日時点） <民間学童クラブの誘致> クラブ数：1	<学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> クラブ数：33 クラブ 定員数：1,300 人 暫定定員数：105 人 登録定数：145 人 <子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 実施校数：17 校 利用登録者数：4,134 人 <民間学童クラブの誘致> クラブ数：8

事業名	事業内容	
校庭を活用した自転車及びキャッチボール空間の確保	公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所を提供するため、区立小学校の校庭を活用します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
学校施設課	令和6年度新規事業	引き続き、関係機関と連携し、安全な遊び場の充実に努めます。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。 小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。	地域福祉課 子ども子育て支援課
児童館の運営	<児童館> 区内の18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。 児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、「あかちゃん天国」、乳幼児クラブ、学童クラブ等の事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。 <児童館でのボランティア活動の推進> 児童館の行事等を、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員等各地域の方の協力により実施しています。 また、「あかちゃん天国」で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施する等、ボランティア活動を推進します。	放課後対策課
公園・児童遊園の整備	老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。	水とみどりの課
桜川公園におけるPark-PFI (公募設置管理制度)	Park-PFI制度を活用し、子どもの遊び場・子育て支援の場の充実等に向けて、民間事業者の提案により、魅力的な公園へと再整備を行います。	水とみどりの課
校庭（遊び場）開放	学校休業日（原則、日曜日及び休日）に、PTA等の協力を得て、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放しています。 また、月島第一小学校において、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」を行っています。	学校施設課





コラム

小学生の放課後の子どもの居場所（学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」）

学齢期の放課後等の過ごし方が多様化する中、本区では「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能や特色を活かしながら、連携を図り、子どもの放課後の居場所づくりを推進しています。

1 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

児童福祉法の規定に基づき、放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

（1）児童館学童クラブ

区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童を対象とした学童クラブで、区立児童館8館で実施しています。

（2）学校内学童クラブ

区立小学校内に学童クラブを設置し、当該小学校に在籍している児童または当該小学校の通学区域に居住する児童を対象としています。令和8年度までに13の区立小学校に設置する予定です。

（3）民設民営学童クラブ

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者が、独自のノウハウを活用した保育を行って運営する学童クラブです。

2 子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）

子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるよう居場所（遊び場）を提供する事業です。

（「プレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び（Play）、学習（Study）することができることを願って中央区が創った愛称です。）

すべての子どもを対象に、自由に利用できる「参加型」で、「地域ぐるみで子育てを！」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

《プレディプラス事業》

区立小学校内に学童クラブを設置し、放課後に使用できる教室等を活用しながら、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に多様な体験・活動を行うことができる事業です。

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% （令和6（2024）年度）	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 （令和10（2028）年度）
経済的な理由による困窮経験があったひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：44.6% （令和5（2023）年度）	ひとり親家庭：40.0%以下 （令和10（2028）年度）
養育費について何らかの取り決めをしたひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：58.7% （令和5（2023）年度）	ひとり親家庭：65.0%以上 （令和10（2028）年度）
中央区に「ずっと住み続けたい」と思うひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：62.2% （令和5（2023）年度）	ひとり親家庭：68.0%以上 （令和10（2028）年度）
ヤングケアラーを知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：38.5% 中学生：26.1% 高校生世代：16.6% （令和6（2024）年度）	小学生：31.0%以下 中学生：20.9%以下 高校生世代：13.0%以下 （令和10（2028）年度）

※2 こども大綱上の数値目標：「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」

<目標値:97.1%>

【基本施策】

- 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
- 2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- 3 子どもの貧困の解消に向けた支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
- 5 ヤングケアラーへの支援



方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援

【現況と課題】

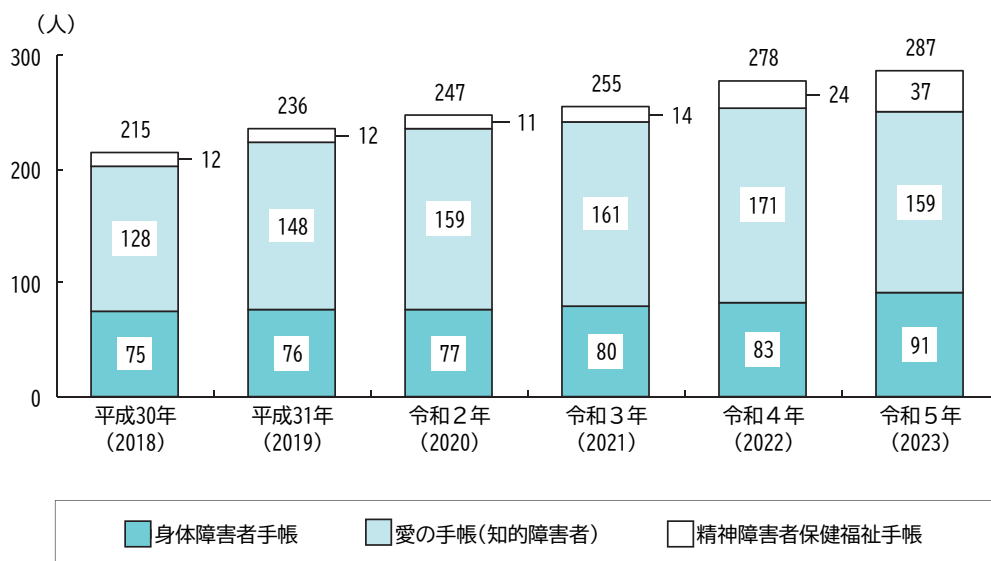
本区では、「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、保健・福祉・教育コーディネーターの連絡調整により、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を活用しながら、保健・福祉・教育等の関係機関と連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない貫いた支援を行う「育ちのサポートシステム」を推進しています。

また、保健所・保健センターが実施する乳幼児健診に「子ども発達支援センター ゆりのき」の職員を派遣する「ゆりのき連携発達相談」や、相談員による区内の保育所、認定こども園等への巡回相談等を通じ、支援の必要な子どもの早期発見・早期療育を推進しています。

区立小学校・中学校では、全校に特別支援教室を設置し、発達障害等のある児童・生徒の学習上または生活上の困難さに応じた指導・支援を行い、学習能力や集団適応能力の伸長を図っています。さらに、教育センターの適応教室「わくわく21」では、不登校であっても学力を維持できるよう、通室コースのほか、インターネット等を活用して自宅でも学習できる環境を整備するとともに、本人や保護者の希望に応じて個別学習支援を実施する等、個に応じた指導を行っています。

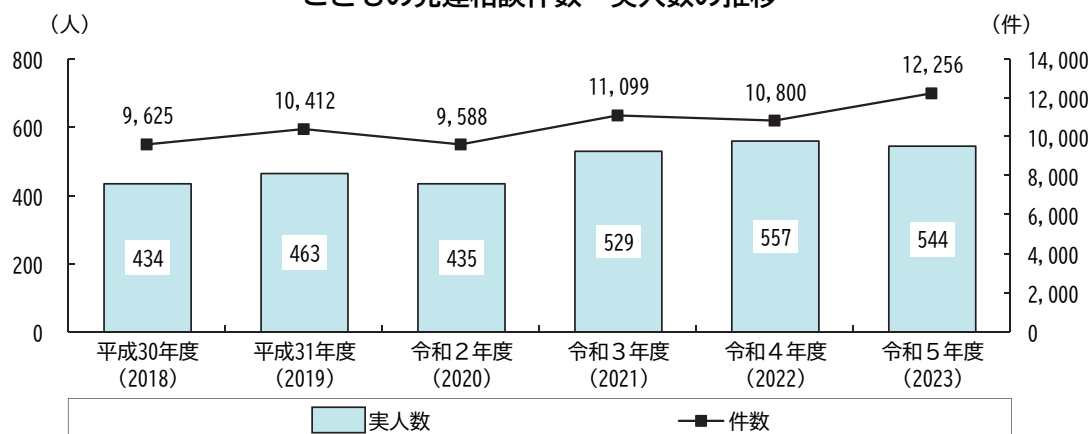
本区の子どもの人口が増加傾向にある中で、18歳未満の障害者手帳交付者数も増加が見られ、「子ども発達支援センター ゆりのき」が実施するこどもの発達相談の件数も増加傾向にあります。また、特別支援教室の入室者も増加傾向にあります。

18歳未満の障害者手帳交付者数の推移

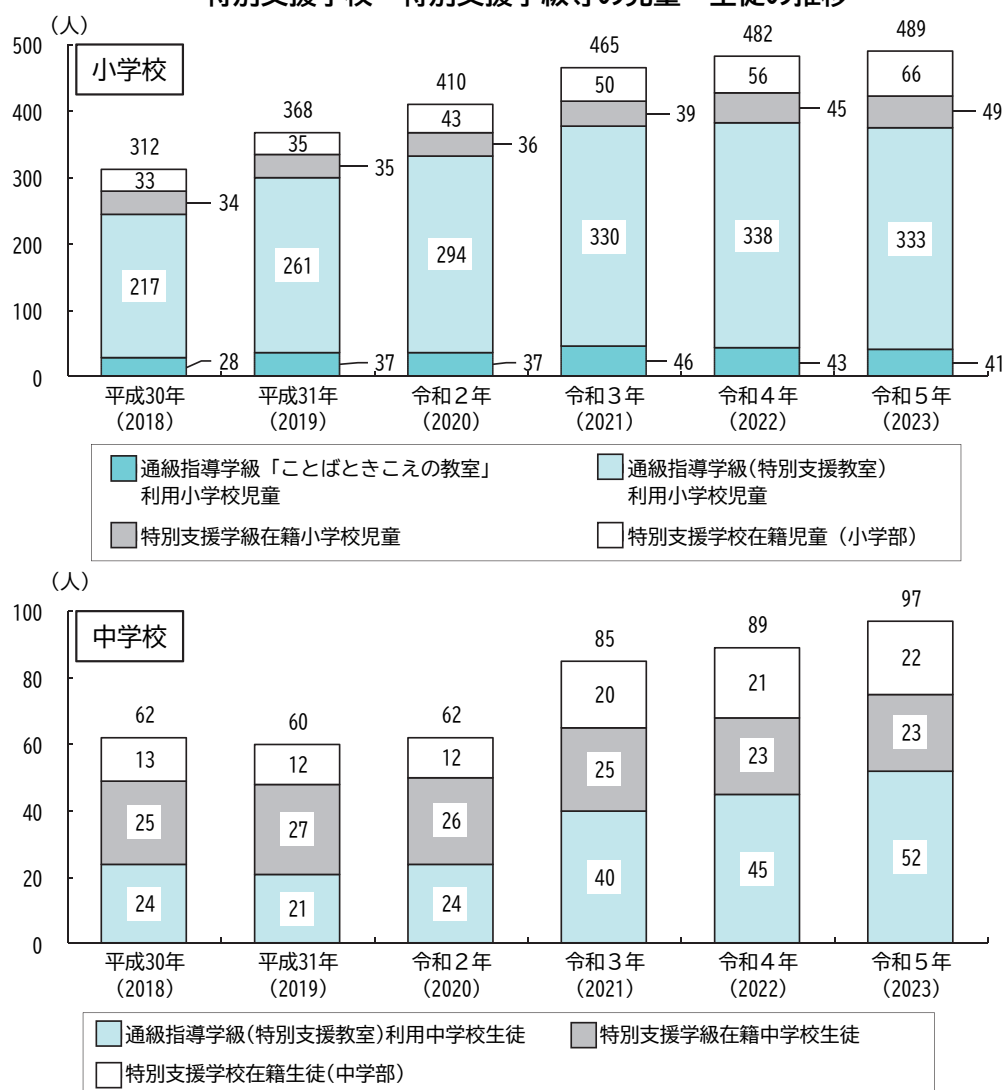


※各年4月1日現在

こどもの発達相談件数・実人数の推移



特別支援学校・特別支援学級等の児童・生徒の推移



※各年5月1日現在

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子育てに関してほしい情報について、「子どもの発達や育児、しつけについて」が、就学前児童保護者で4割、小学校児童保護者で2割強となっており、保護者の関心が高い事項となっています（P42 参照）。

引き続き、「子ども発達支援センター ゆりのき」を中心に、関係機関の連携を強化しながら、「育ちのサポートシステム」を推進することが重要です。また、育ちを支えるサービス等の充実、重症心身障害児、医療的ケア児への支援体制についても強化する必要があります。



【取組の方向性】

- 地域の療育拠点である「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、育ちに支援を必要とする子どもを適切な療育につなげるとともに、関係機関と協力しながら早期発見・早期療育に取り組みます。また、「育ちのサポートカルテ」を活用する等、保健・福祉・教育等の子どもに関わる関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。
- 育ちに支援が必要な子どもや障害のある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、こどもの発達相談をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービス等通所支援等、育ちを支えるサービス等を充実します。
- 個に応じた指導を充実させるために、特別支援教育や不登校対応の専門家や関係機関と連携し、個別指導計画や個別の教育支援計画等に基づく学習指導を充実させます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
育ちのサポートシステム	「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための「育ちのサポートシステム」を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども発達支援センター	・コーディネーター業務：延べ1,900件 ・育ちのサポートカルテ運用件数：186件 ・ゆりのき連携発達相談：相談27件、紹介22件 ・保育園巡回相談：延べ737人 ・発達障害支援講演会：1回	引き続き、育ちのサポートシステムを推進し、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

事業名	事業内容	
障害児支援事業	子ども発達支援センターを地域の中心施設とし、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実を図りながら、質の高い専門的な支援を行います。 また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、医療的ケア児コーディネーターを活用しながら、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども発達支援センター 障害者福祉課	<子ども発達支援センターの実績> ・児童発達支援：延べ871件 ・放課後等デイサービス：延べ2,858件 ・保育所等訪問支援：延べ118回 ・医療的ケア児等支援連携部会：2回開催 ・医療的ケア児コーディネーターの配置	引き続き、子ども発達支援センターを中心に、障害児支援事業を実施します。

事業名	事業内容	
特別支援教育の充実	障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行う教育環境づくりを進めます。 また、個々の能力を伸長できるよう「育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童・生徒の育ちの特性の理解や、保健・医療・福祉等の関係機関との緊密な連携のもと、就学相談をはじめ、就学前の幼児期から義務教育9年間まで切れ目のない支援を推進していきます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
教育センター	就学相談状況： 小学校 126 件、中学校 21 件	就学相談については、幼稚園・保育所、小学校等の関係機関と連携し、幼児・児童の状況を適切に把握するとともに、一人一人に合った適切な学習環境につなげていきます。 また、就学後は、障害特性に応じた「多様な学びの場」が提供できるよう基礎的な環境整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導を取り入れ、支援の輪を広げていきます。

事業名	事業内容	
適応教室「わくわく21」	不登校等の児童・生徒に充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「SSC」）として、教育センター内に適応教室を設置しています。 適応教室では、個に応じた自習学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、学習用タブレットを活用した学習支援やオンラインによる朝の会等、通室しなくても適応教室に参加できるように実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
教育センター	・登録児童・生徒数：51 人 （小学校：15 人、中学校：36 人）	適応教室が児童・生徒が安心する居場所となるよう、引き続き不登校や不登校傾向のある児童・生徒に対する支援を行っていきます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
こどもの発達相談	0歳から高校生まで（新規相談は、原則として就学前まで）の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育または児童精神科等の専門相談を活用し、適切な支援・療育を行います。	子ども発達支援センター



方向性3 基本施策2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

【現況と課題】

本区では、子ども家庭支援センター「きらら中央」に中央区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援など他機関と連携しながら児童虐待防止に取り組んでいます。令和6（2024）7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転させ、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

令和4年改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市区町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実、一時保護施設の環境改善及び児童相談所の支援の強化を図ること等が示されています。

今後も児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談センターをはじめとする関係機関や子どもの所属する園・校、民生児童委員等との緊密な連携のもと、要保護児童等に対し迅速できめ細かな支援を行っていく必要があります。また、児童虐待防止キャンペーン等普及・啓発に取り組み、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりも大切です。加えて、児童相談センターと人材育成を共同推進し、子ども家庭支援センターの要保護児童等への対応力を強化していくことも求められています。

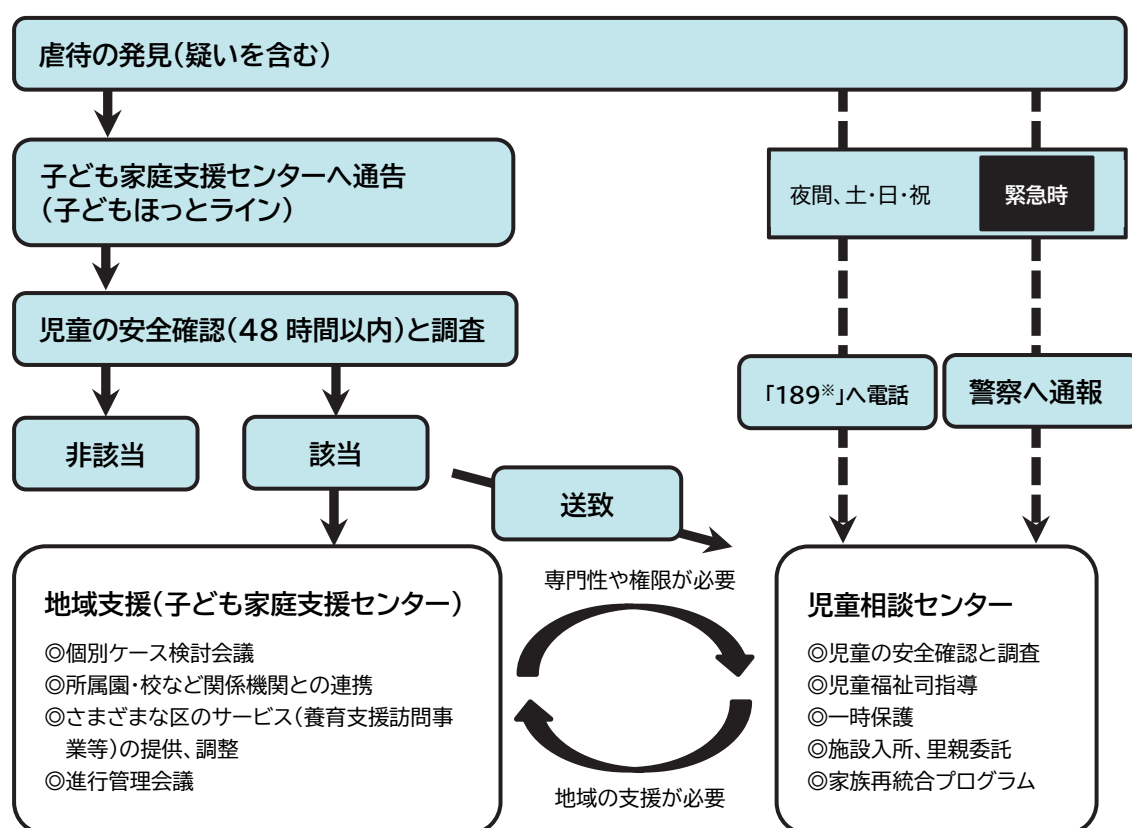
【取組の方向性】

- 要保護児童等に対し、迅速できめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、関係機関とのネットワーク強化を図るほか、児童虐待防止に向けた普及・啓発を積極的に実施します。また、児童相談所への研修派遣等を通じ、引き続き人材の育成に取り組めます。
- 母子保健と児童福祉の垣根を越えた相談支援体制の整備によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援を行うことで、児童虐待の未然防止と早期発見につながります。

<児童虐待対応の流れ>

地域の方や関係機関から、相談や通告、通報を受けると、警察署は児童相談センターに通告し、子ども家庭支援センターや児童相談センターでは緊急受理会議にて対応方針を検討・協議し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、48 時間以内に子どもの安全を確認します。子ども・家庭の状況に応じて、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて継続支援をしたり、緊急保護が必要な場合は、児童相談センターや警察と連携して対応したりします。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターと連携を図り、区内関係機関と協力しながら虐待の再発防止に努めています。



【重点事業・主な事業等】

※児童相談所虐待対応ダイヤル

重点事業		
事業名	事業内容	
養育支援訪問事業 地域子ども・子育て支援事業	虐待の未然防止に向けた取組として、特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭など、特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	養育支援訪問事業 支援家庭数：4 家庭 訪問回数：75回 (当日キャンセル除く)	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、相談支援・子育て世帯訪問支援事業を活用することで、虐待予防と適切な養育環境の確保を図ります。



事業名	事業内容	
中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 地域子ども・子育て支援事業	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため、平成19年12月1日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに実務者会議や個別ケース検討会等を開催しています。 さらに児童虐待についての情報を集約するため、児童虐待情報専用電話（子どもほっとライン）を設置しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	- 要保護児童対策地域協議会代表者会議：1回 - 実務者会議：4回 - 個別ケース検討会議：80回 - 子どもほっとライン：10件	児童相談センターや区内関係機関と連携を図りながら、要保護児童等の早期発見、適時適切な保護や支援を行い児童虐待や非行を防止します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】	子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。 また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。	子ども家庭支援センター
児童虐待防止啓発用リーフレット等の配布	国が推進している体罰によらない育児の啓発資材（リーフレット）を、園児から中学校児童までの全保護者に配布しています。 また、児童虐待防止キャンペーン等の機会を捉えて、児童虐待防止に関する普及や啓発を図るためのリーフレットを作成し、区民の方々へ配布しています。	子ども家庭支援センター
相談カードの作成・配布【再掲】	ヤングケアラー等家庭のことで悩んでいる子どもが相談できるよう、区独自に相談カードを作成し、小学3年生から中学3年生までの児童・生徒に配布しています。	子ども家庭支援センター
都区児童相談共同運営モデル事業	本区と台東区と東京都の共同モデル事業（台東区の子ども家庭支援センターに児童相談センターのサテライトオフィスを設置）を活用し、児童相談センターと子ども家庭支援センターのさらなる連携強化と区職員の人材育成に努めています。	子ども家庭支援センター
スクールソーシャルワーカーの派遣【再掲】	不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。 学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。	教育センター

方向性3 基本施策3 子どもの貧困の解消に向けた支援

【現況と課題】

令和6（2024）年6月に改正された、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、法律名に「こどもの貧困の解消」が明記され、「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」等、貧困によって生じる具体的な課題が明示され、貧困による体験の格差是正を図ることが盛り込まれています。

本区では、すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、「こどもの貧困の解消」に向けた取組を進めており、経済的支援においては、高校生世代までの保険診療自己負担分の医療費を助成しています。また、学習支援として、小学4年生から高校生世代を対象とした学習支援の場の提供や、中学3年生及び高校3年生を対象とした受験生チャレンジ支援貸付事業を実施しています。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面等さまざまな面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすと考えられています。

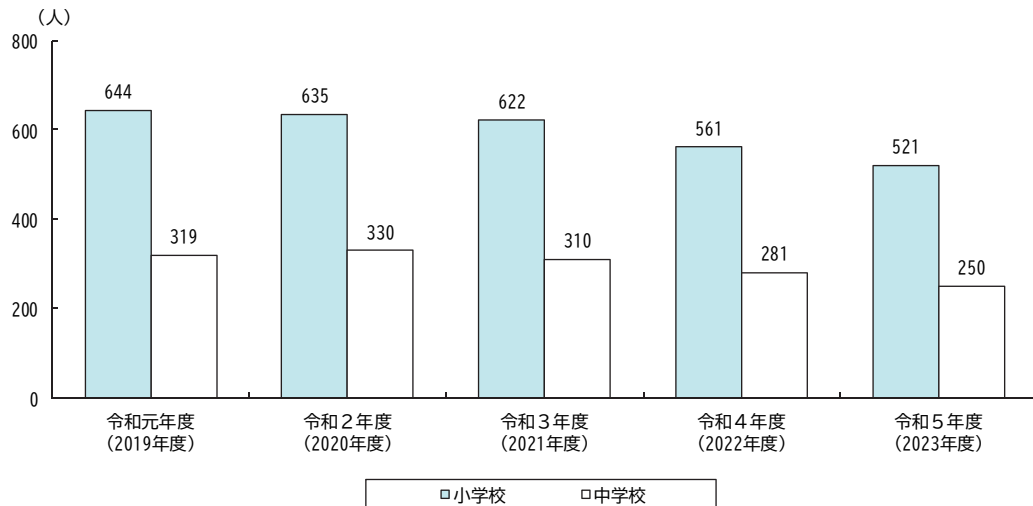
本区の児童扶養手当受給者世帯数及び就学援助認定者数は減少傾向にありますが（P15・125参照）、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な理由による困窮経験がある方の割合は、就学前児童保護者と小学生児童保護者の6％程度と比較して、ひとり親家庭では44.6％と高くなっています（P35参照）。

また、貧困には「体験の貧困」があります。「ひとり親家庭実態調査」の結果によると、子どもの多様な経験の状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者と比較して、ひとり親家庭で《ない》の割合が高くなっています。特に『旅行（国内・海外）に行く』では、「金銭的な理由で《ない》」の割合が高く、『海水浴に行く』『キャンプやバーベキューに行く』では、「時間の制約で《ない》」の割合が高くなっています（P35・36参照）。

令和2（2022）年に文部科学省が実施した、「令和2年度青少年の体験活動に関する調査」では、小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていた子どもは、その後、高校生の時に自尊感情や外向性（自分のことを活発だと思う）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向き等）といった項目の得点が高くなる傾向が見られたという研究結果が報告されており、「体験の貧困」の是正に向け、体験機会の充実が必要とされています。



就学援助認定者数（要・準要保護認定者数）の推移



中央区資料

こうしたさまざまな側面の貧困をなくし、子どもが夢や希望を持ちながら、健やかに育ち、生き抜く力を身につけることができるための、総合的な取組の推進が課題となっています。

そのためには、子どもの貧困の背景には、個々の家庭の経済的困窮に加えて、親の離婚や死別、外国籍であること、不登校等複合的な要因があることを広く共有し、家庭のみの責任とはせず、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域社会が一体となって貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切るための生活支援、経済的支援、学習支援等とあわせ、場づくりや、保護者の就労支援等多面的な支援を進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 貧困の状況にある家庭が抱えるさまざまな課題や個別のニーズを踏まえ、貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切るための生活支援、経済的支援、学習支援等とあわせ、体験・交流の場づくりや、保護者の就労支援等多面的な支援を進めていきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小中学生、高校生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。 小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
地域福祉課 子ども子育て支援課	<少人数制指導学習会> ・小学4～6年生 参加延べ人数：870人 ・中学生 参加延べ人数：1,272人 <居場所型学習スペース> ・高校生世代 参加延べ人数：710人	引き続き、子どもが安心して学習できる居場所として、学習習慣の定着や、学習意欲と自尊心の向上につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
ひとり親家庭休養ホーム事業	ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘及び区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内1泊の宿泊費を補助しています。 また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、サンリオ・ピューロランド、東京サマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内1回の補助を行っています。 令和6年度から、観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課	利用率：30.1% （利用世帯数：248世帯）	利用率：40.0%

事業名	事業内容	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 地域子ども・子育て支援事業	保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 学務課	区立幼稚園、区外幼稚園等、認定こども園（短時間）：72件 保育所、認定こども園（長時間）：81件	引き続き、保護者の経済的な負担軽減を図っていきます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
中央区要保護児童対策地域協議会 【再掲】 地域子ども・子育て支援事業	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため、平成19年12月1日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置しています。 子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに実務者会議や個別ケース検討会等を開催しています。	子ども家庭支援センター
子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】	子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。 また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。	子ども家庭支援センター
養育支援訪問事業 【再掲】	虐待の未然防止に向けた取組として、特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭など、特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。	子ども家庭支援センター
受験生チャレンジ支援貸付事業	一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学3年生及び高校3年生の学習塾等の受講費用ならびに高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行っています。貸付金は、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除されます。	社会福祉協議会 （地域福祉課）



事業名	事業内容	担当課
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
地域福祉コーディネーター事業【再掲】	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
みんなの食堂等支援事業	無料または低額での食事提供等を通じて、子どもや高齢者等の孤食防止、地域住民の多世代交流を図ることを目的とした「みんなの食堂等」の活動に対し、運営に必要な費用の一部を補助する等の支援を行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
就学援助	経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒に、義務教育の円滑な実施を補助する就学奨励対策として、「生活保護法」に基づく教育扶助費(福祉事務所所管)の支給の他、「学校教育法」に基づく就学援助費を支給しています。 なお、区では平成 22 年度からこれらに加えて新入学児童生徒学用品費に標準服相当額を上乗せして支給しています。	学務課



コラム

子どもの学習・生活支援事業

本区では、小学4年生から高校生世代までのお子さんを対象に、無料の学習・生活支援事業を実施しています(生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯が対象)。

安心して学べる場を提供し、学習意欲と基礎学力の向上を図り、自ら学ぶ力を養うほか、高校、大学等への進学や将来の安定就労につながるよう、社会的自立に向けた支援をしています。ボランティアの先生や支援スタッフ、学習会の仲間と一緒に将来について考え、楽しく学習することができます。また、日頃の悩み相談等、勉強だけでなく、安心して生活するための支援もしています。

【令和6(2024)年度実施状況】

小学生(小4～6)

3教室 月3回程度

- ◆火曜日教室(月島地域)
16:00～18:00
- ◆土曜日教室(京橋地域)
14:00～16:00
- ◆日曜日教室(月島地域)
14:00～16:00

■1教室 定員 15名
(土曜日教室は定員 20名)

学習教室で学習支援ボランティアによる個別指導もしくは少人数制指導で1回2時間程度勉強します。

中学生(中1～3)

4教室 週1回

- ◆火曜日教室(月島地域)
- ◆木曜日教室(日本橋地域)
- ◆金曜日教室(月島地域)
- ◆土曜日教室(京橋地域)
- 全曜日 18:30～20:30

■1教室 定員 15名
(木曜日教室は定員 10名)

学習教室で学習支援ボランティアによる個別指導もしくは少人数制指導で1回2時間程度勉強します。

高校生世代 (20歳以下の高校生、 中途退学者、未進学者)

1教室 週4回

- ◆京橋地域(水曜日・木曜日
・金曜日・日曜日)
15:00～20:00

■定員 40名

開室時間内のお好きな時間に勉強したり相談できる自習室のような居場所です。会場には支援スタッフが常駐します。

方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援

【現況と課題】

本区では、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な支援を行っています。就労支援では、給付金の整備のみならず、就職活動においてハローワークとの連携を図っています。育児支援では、一時的に家事・育児の日常生活が生じている場合にひとり親家庭ホームヘルプサービスによりヘルパーを派遣しています。また、子どもの学習習慣の定着や家庭における生活及び育成環境の改善に向けた支援を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

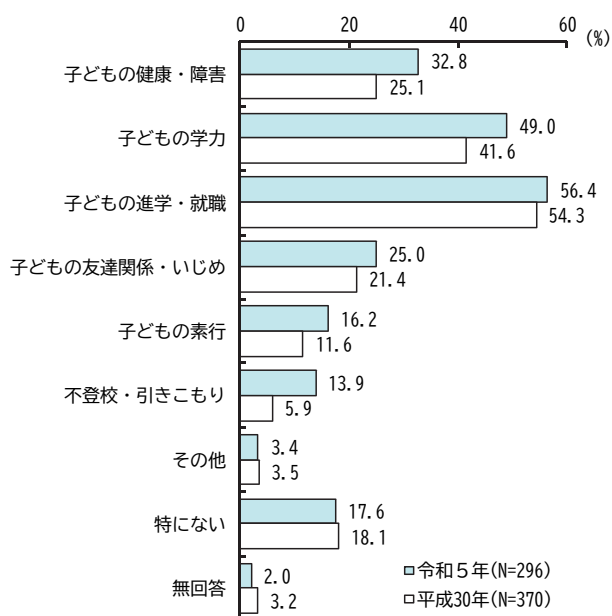
本区では、母子・父子世帯数はともに増加しています（P14 参照）。また、「ひとり親家庭実態調査」では、子どもに関する悩みとして「子どもの進学・就職」の割合が最も高く、将来の不安は「子どもの教育費や将来のこと」の割合が最も高くなっており、5年前に実施した同調査の結果と同様となっています。

また、同調査では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な困窮経験がある方の割合は44.6%となっています（P35 参照）。加えて、「子どもの多様な経験」が金銭的・時間の制約等で「ない」方の割合が高くなっています（P35・36 参照）。

引き続き、悩みを相談しやすい体制の整備や関係機関との連携を強化する等、個々の家庭の実情に応じたきめ細かな支援の一層の充実を図っていく必要があります。

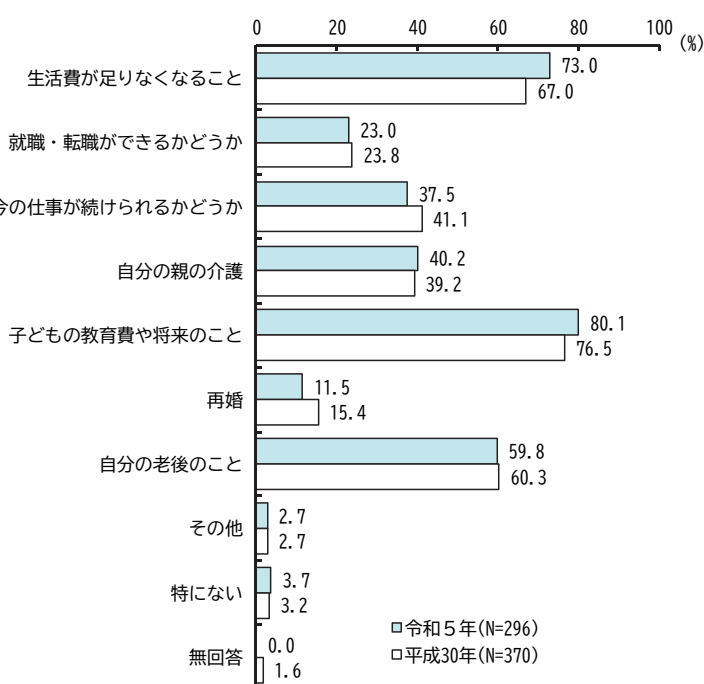
子どもに関する悩み（全体）：複数回答

【ひとり親家庭実態調査・経年比較】



将来の不安（全体）：複数回答

【ひとり親家庭実態調査・経年比較】



※資料：令和5年度ひとり親家庭実態調査結果



さらに、同調査では、ひとり親になった事情が離婚、未婚等の方で養育費の支払いについて何らかの取り決めをした方の割合は 58.7%にとどまっており、その中でも養育費を受け取っている方の割合は 54.1%となっています（P37 参照）。養育費の確保が十分になされていないことにより、経済的に困難を抱える家庭も多くいることが課題となっています。子どもの安定した養育環境のため、養育費の確保に向けた取組を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な支援を行います。また、子どもの学習習慣の定着や家庭における生活及び育成環境の改善に向けた支援策の充実を図っていきます。
- 養育費は子どもが健やかに成長する上で大切なものであるため、離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の取決め等にかかる支援策の充実を図っていきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
ひとり親家庭相談及び女性相談	母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言・指導を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種相談及び指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼する等適切な支援を行います。	
担当課	現況（令和 5 年度実績）	最終年度（令和 11 年度）目標
子ども子育て支援課	ひとり親家庭相談：433 件 女性相談：201 件	引き続き、関係機関・部署と連携を図り、相談内容に応じて適切な支援を行います。

事業名	事業内容	
子どもの学習・生活支援事業【再掲】	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小中学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。 小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。	
担当課	現況（令和 5 年度実績）	最終年度（令和 11 年度）目標
地域福祉課 子ども子育て支援課	<少人数制指導学習会> ・小学 4～6 年生 参加延べ人数：870 人 ・中学生 参加延べ人数：1,272 人 <居場所型学習スペース> ・高校生世代 参加延べ人数：710 人	引き続き、子どもが安心して学習できる居場所として、学習習慣の定着や、学習意欲と自尊心の向上につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
養育費確保支援事業	母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図るため、養育費の確保に向けた支援として、令和5年度から養育費の取り決めに関する公正証書等の作成、ADR（裁判外紛争解決手続）の利用及び養育費保証契約の締結に係る費用を補助しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課	公正証書等作成費補助：9件 ADR 利用料補助：0件 養育費保証料補助：0件	養育費の取決めの促進及び継続した養育費の受給確保に向けて、他自治体の取組事例や養育費に係る相談内容等を踏まえ、支援策の充実を図っていきます。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
自立支援教育訓練給付金	指定の教育訓練講座を修了したひとり親家庭に対して主体的な能力開発を支援するため、その経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。	子ども子育て支援課
高等職業訓練促進給付金	看護師や調理師等の資格取得のため一定期間以上養成機関で修業するひとり親家庭に対して経済的な自立を促すため、就業に要する全期間について高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども子育て支援課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どもがいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。	子ども子育て支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業【再掲】	ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘及び区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内1泊の宿泊費を補助しています。 また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、サンリオ・ピューロランド、東京サマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内1回の補助を行っています。 令和6年度から、観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助しています。	子ども子育て支援課
中央区ひとり親家庭福祉協議会への支援	ひとり親家庭の経済的、社会的地位の向上と福祉の増進のために活動している中央区ひとり親家庭福祉協議会に補助金を交付するとともに、団体の育成を行っています。	子ども子育て支援課
ひとり親世帯住宅	住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。	住宅課



方向性3 基本施策5 ヤングケアラーへの支援

【現況と課題】

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者」のことをいい、家族へのケアが日常化することで、学業や友人関係等に支障が出る等、個人の権利に重大な侵害が生じる恐れがあります。

令和6（2024）年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、このヤングケアラーが、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であるとして明記されました。

「子どもへのアンケート」の結果では、ヤングケアラーという言葉の認知度について、《知らない》（「あまりよく知らない」と「まったく知らない」の合計）と答えた割合は、小学生 38.5%、中学生 26.1%、高校生 16.6%となっています。また、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかたずねたところ、「あてはまる」と回答した割合は、小学生調査では 2.9%、中学生調査では 1.5%、高校生世代調査では 2.0%となっています（P29 参照）。

ヤングケアラーは、家庭内の問題であり顕在化しにくいことや、本人や家族に自覚がなく、また周囲がどこまで介入すべきかわからない場合も多いことから、日頃から学校関係者や周囲の大人の気づきが大切であり、ヤングケアラーの啓発を進めることが重要です。

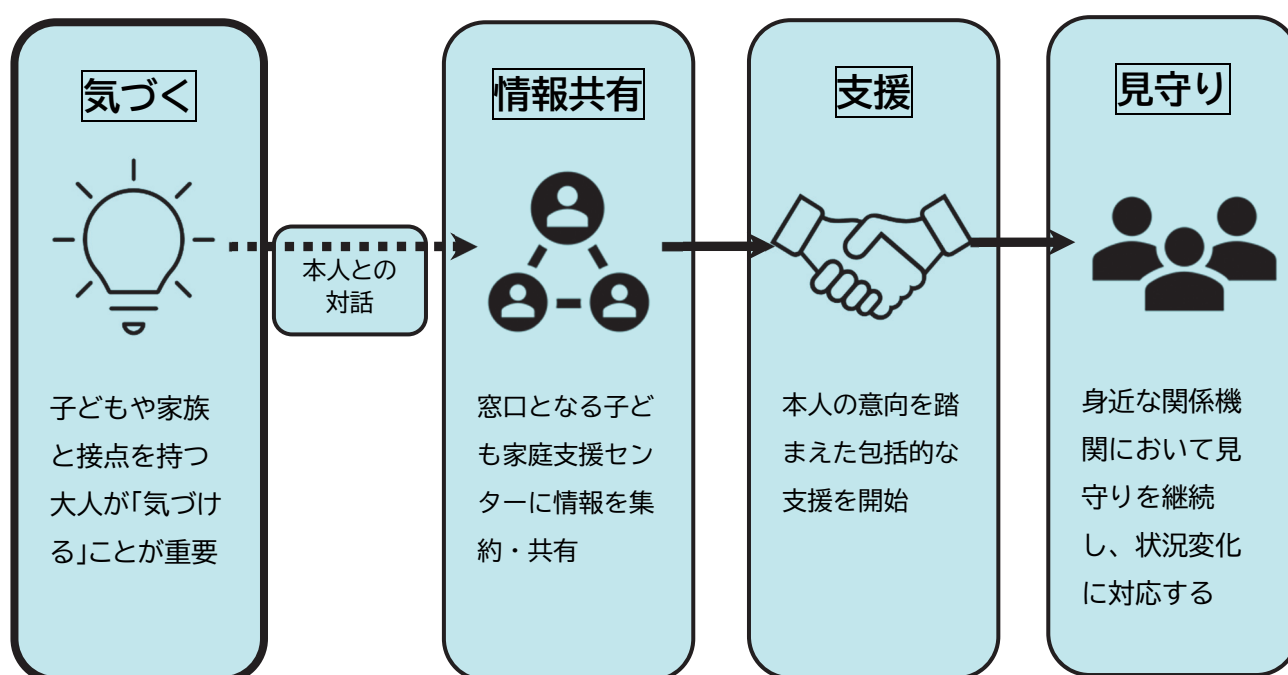
また、子どもを介護力としないよう、子ども・子育て部門と福祉サービス関連部門が連携し、支援のための相談機能やコーディネート機能を充実させることが必要です。

加えて、ヤングケアラーの年齢が幅広いことから、18歳未満で緊急性の高い児童については、サポートプランを作成し包括的・計画的に支援したり、18歳以上の者に対しては、本人が担うケアをサービスで代替していく具体的な支援やピアサポート等への相談を活用したりする等、年齢に応じた切れ目ない支援体制の整備を進めることが重要となっています。

【取組の方向性】

- ヤングケアラーについて継続して実態把握に努めるとともに、あわせて支援の必要性や緊急性についても把握していきます。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係機関・団体等と連携し、相談・支援、早期発見と適切な機関へのつなぎを行うためのコーディネート機能を充実させます。
- ヤングケアラーである子どもを把握した場合は、子どもの心情や家庭の状況に十分に寄り添った代替サービスやピアサポート等伴走的な相談支援を行います。

<ヤングケアラー支援の一般的なフロー>



(こども家庭庁資料をもとに作成)

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】	子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。 また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<新規相談件数> 虐待など養護相談：781件 育児など育成相談：192件 その他：38件 合計：1,011件 <児童館等巡回相談> 児童館等：9カ所 巡回相談延べ：107回 相談件数：215件	子どもと子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センターが中心となり関係機関との連携を図りながら迅速な支援を実施していきます。



事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会（地域福祉課）	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
地域福祉コーディネーター事業【再掲】	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会（地域福祉課）
教育相談【再掲】	「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。 このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員をスクールカウンセラーとして派遣し、教育全般に関する相談を行います。	教育センター
スクールソーシャルワーカーの派遣【再掲】	不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。 学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。	教育センター
SNS相談【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課



コラム

ふくしの総合相談窓口

近年、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）、ヤングケアラー等の複雑化・複合化した困りごとを抱え、どこに相談してよいかわからない状況の方が増えています。

本区では、分野にかかわらず身近な地域で気軽に福祉の相談ができる「ふくしの総合相談窓口」を令和6年4月に中央区役所本庁舎地下1階に開設しました。

ここでは福祉に関するさまざまな困りごとをいったん受け止め、関係機関と連携しながら解決に向けて継続的に支援を行っています（令和7年度に月島区民センター、令和8年度に日本橋区民センターと順次開設予定です）。

対象者

- ・福祉に関する困りごとや不安を抱えている方（年齢や障害の有無などは問いません）
 - ・経済的に困窮しているなど、生活にお困りの方
 - ・ひきこもりの状態にある方
- ◎ご家族や関係者も相談できます



相談例

- ・どの福祉サービスを利用できるかわからない。
- ・困っていることがいろいろとあり、一人で解決できるか不安だ。
- ・借金の返済があり家計が苦しい。
- ・仕事を探しているがなかなか見つからない。
- ・失業して家賃の支払いに困っている。
- ・ひきこもりの家族について話を聞いてほしい。
- ・近所に困っている人がいるけれど、どこに相談したらよいかわからない。

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していけるよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や生活支援、就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組を進めます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
孤独やさみしさを感じることもある高校生世代の割合 【子どもへのアンケート】	高校生世代：32.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：29.0%以下 (令和10（2028）年度)
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる高校生世代の割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
20年後の自分のイメージで「生きがい・やりがいを見つけている」と回答する高校生世代の割合（※3） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：70.9% (令和6（2024）年度)	高校生世代：80.0%以上 (令和10（2028）年度)

※2 こども大綱上の数値目標：「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合
<目標値:97.1%>

※3 こども大綱上の数値目標：「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
<目標値:80%>

【基本施策】

- 1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 2 生きづらさを抱えた若者の支援
- 3 若者がライフデザインを描くための支援



方向性4 基本施策1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり

【現況と課題】

本区の中学生・高校生世代（12～17歳）、若者世代（18～29歳）の人口は増加しており、平成31（2019）年の24,626人から5年後の令和6（2024）年には、約20%増加し、29,605人となっています（P12参照）。

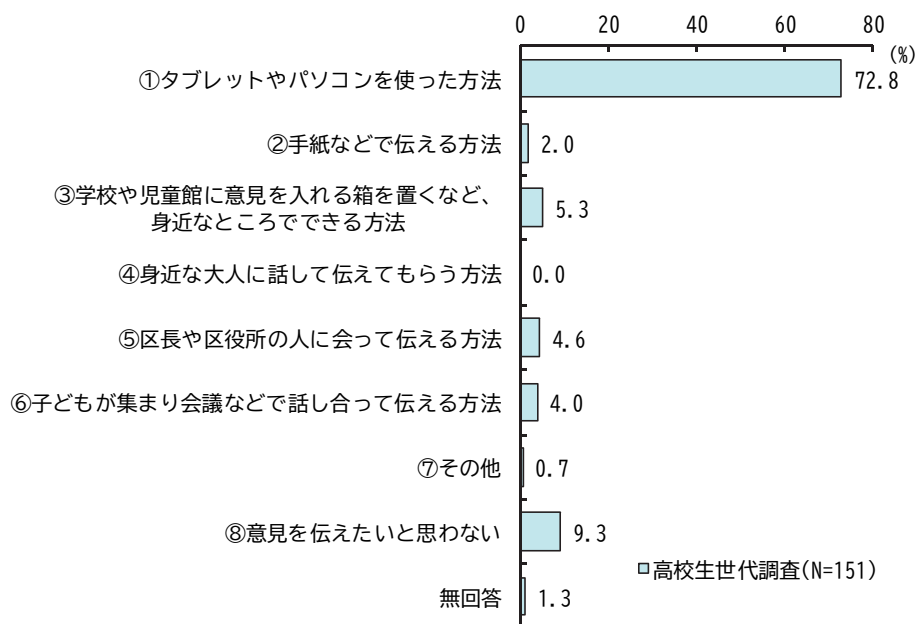
若者世代が増加することにより、若者が過ごす場所や時間、人との関係性も多様になっており、身近な地域における新たな交流やつながりを得られる場として、体験や経験、遊び、オンラインの空間も含めた多様な居場所が必要になると考えられます。

本区では、中学・高校生世代向けの健全な居場所として、区内8カ所に児童館を設置し、各児童館では、中学・高校生世代の意見を聞きながら、スポーツや工作・ゲーム等さまざまなイベントを企画・実施しています。また、新たに整備されたはるみらいには、あらゆる世代が楽しみ、交流できるようなスタジオ、晴海図書館ではTeens&Youthエリア等、個人でもグループでも利用できる学習室が整備されています。引き続き、地域における若者の充実した居場所の確保に努めていく必要があります。

加えて、若者が地域に参加・参画し、地域の担い手として力を発揮していくには、世代を超えた交流の機会の創出や社会への参加・参画意識を高める場を充実し、若者の主体的な活動を通して成長を促していくことも不可欠です。本区では、少年リーダー養成研修会、二十歳のつどい実行委員会のOBOG会があり、メンバーが交流しながら、参加経験を活かした活動等を行っています。

また、「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、本区に対して意見を伝えやすい方法については、「①タブレットやパソコンを使った方法」が最も高く、ほとんどが何らかの方法を回答しており、「意見を伝えたいと思わない」と回答するのは9.3%にとどまっています。

中央区に対して意見を伝えやすい方法（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

本区の将来を担う若者が、地域や社会とつながりを持ち、参加・参画意識を高めることができる場や機会をより一層充実するとともに、若者が区政に参画する機会の充実や手法の工夫を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 多様な居場所づくりを通して、若者が表現、発信したり、互いに関係性を築けるような機会の充実を図ります。
- 若者が地域や社会とつながり、参加・参画意識を高めることができる場や機会をより一層充実します。
- 若者へのアンケートの実施や会議体への若者の登用等、区政に若者が参画する機会の充実や手法の工夫を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
青年リーダーの育成	高校生・大学生・社会人等のそれぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るため、少年リーダー養成研修会 OBOG 会、二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会を組織しています。 各 OBOG 会は、定例会や研修会で活動方針を協議しながら、地域活動への参加や区事業への協力等のボランティア活動を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ46人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ9人	地域からの依頼に対して、安定的に派遣できるように、各 OBOG 会の会員数の確保に努めるとともに、区や地域の事業において一部の事業を企画・立案させ、運営を任せる等自主性や自立性を身につけた青年リーダーの育成を進めます。 〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ90人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ20人

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子ども・若者の意見の反映	子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保するとともに、子ども・若者の視点や意見を政策等に反映していきます。	全庁
児童館の運営 【再掲】	区内の18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として8カ所に児童館を設置しています。各児童館では、子ども家庭支援センターのサテライトとして子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、夏まつり、児童館まつり等の行事を開催し地域ぐるみで児童の健全育成を図っています。	放課後対策課





コラム

晴海地区の新たな公共施設

(晴海地域交流センター、晴海区民センター、晴海西小・中学校)

東京 2020 大会後における晴海地区の人口増加や行政需要の増大に対応するため、令和 5（2023）年 12 月に晴海地域交流センター「はるみらい」、令和 6（2024）年 4 月に晴海区民センターをオープン、晴海西小学校・中学校を開校しました。

【晴海地域交流センター「はるみらい」】

(旧) 温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点としてオープンしました。集会室や多目的な活動室、学習スペース、キッズスペース、トレーニングスタジオ等、さまざまな世代にご利用いただける施設となっています。

令和 6 年 12 月には、「はるみらい」を中心に、地域の方々のご協力による縁日コーナーやステージイベント等、さまざまな世代が楽しめるイベント「第 1 回中央区晴海まつり」を開催しました。



【晴海区民センター】

施設のコンセプトを「ハルミの木とはらっぱ」とし、大樹に見立てた建物とその下に広がる空間で、あらゆる世代の人々が快適に過ごせる場所でありたいとの思いを込めています。

■ 晴海図書館

豊富な図書のほか、子ども・若者が利用しやすい施設となるよう、はだしのスペース、おはなしのへや等がある児童エリアや若い世代が本を読んだり集中して勉強に取り組める Teens& Youth エリアを設置するほか、10 代をターゲットしたティーンズ展示の実施等を行っています。

■ 渋谷教育学園晴海西こども園

区と協定を結んだ、幼稚園と保育所の役割をあわせ持つ公私連携幼保連携型認定こども園です。園庭が 1 階から 3 階まで各階に設けられ、歳児ごとにのびのびと活動ができるつくりとなっています。



【晴海西小学校・中学校】

小学校 30 学級、中学校 15 学級の普通教室に加え、小学校と中学校共用の体育館、校庭、25m8 レーンの屋内プール、2 万冊を超える蔵書数の図書室等を設け、小中一体の施設として整備しています。選手村跡地に立地する本校は、東京 2020 大会のレガシーを踏まえ、子どもたちがたくましく生き抜き、他者とともに世界で活躍できる人材となるための基礎を築けるよう、五輪にちなんだ 5 つの「わ」として、「羽」、「環」、「和」、「話」、「我」を教育理念としています。

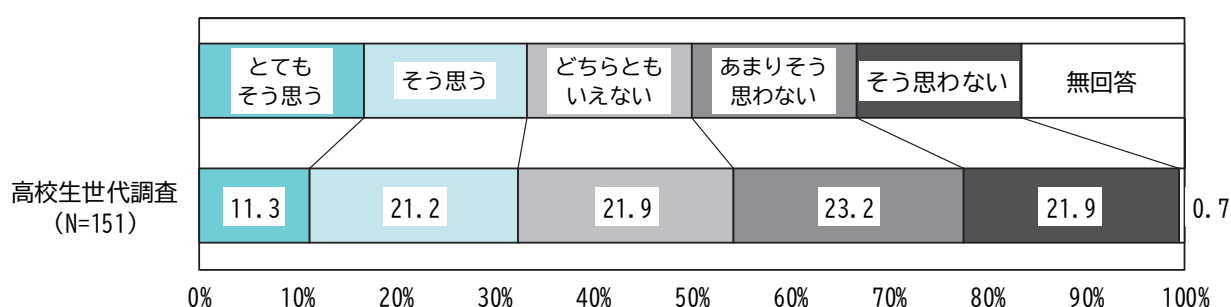


方向性4 基本施策2 生きづらさを抱えた若者の支援

【現況と課題】

核家族化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化等に伴い、若者の孤独・孤立化の問題が一層顕在化しています。「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、『孤独やさみしさを感じることもある』について、3割が《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答しています。孤独や孤立は、自殺やひきこもり等、さまざまな社会問題に共通する背景として指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が必要です。

『孤独やさみしさを感じることもある』（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



※資料:令和6年度（仮称）中央区子ども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

本区では、「中央区自殺対策計画（第二次）」に基づき、地域におけるネットワーク強化やゲートキーパーの養成、区民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、子どもへの支援等に取り組んでいます。また、ひきこもりで悩んでいる方やその家族からの相談については、令和6（2024）年4月に開設した「ふくしの総合相談窓口」で受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につないでいます。

また、「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無について、「いない」が6.0%、「誰にも話さない、話したくない」が15.2%となっており、合計すると約2割の人が誰にも相談していないことになります。

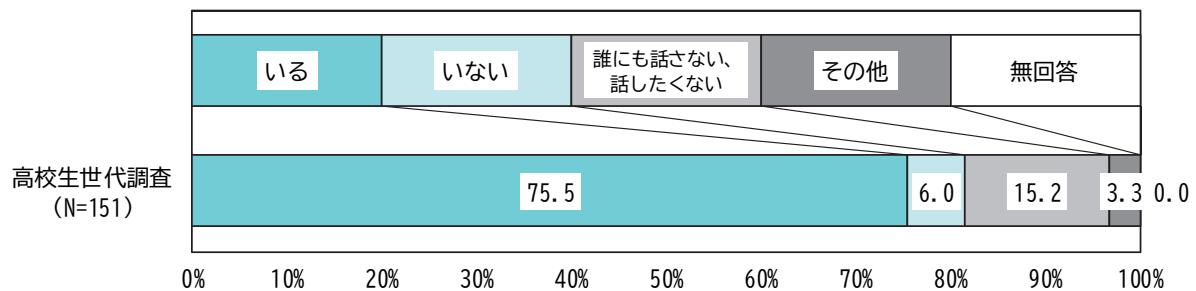
加えて、近年では、若者に対する性犯罪や性暴力が増えており、若者の健全な成長に影響を及ぼす問題となっています。また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む。）に対する支援が課題となっています。

若者が気軽に相談でき、必要な機関につながるよう、相談体制・相談機能の強化が必要です。



困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無（全体）

【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



※資料:令和6年度(仮称)中央区子ども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

【取組の方向性】

- 悩みや困難を抱えた若者やその家族が気軽に相談でき、必要な支援機関につながるよう、相談窓口を積極的に広報・周知するとともに、相談体制・機能の強化を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
うつ病、自殺予防に関する啓発・周知	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう、また、自殺を考えている人やその周囲の人々が適切な相談機関等を知り、必要な機関につながるよう、積極的に啓発・周知を行います。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<通年> 相談窓口一覧リーフレットを窓口等に配置 <自殺対策強化月間（9・3月）> ・懸垂幕、ポスター掲示、広報に特集記事掲載 ・区内4施設におけるパネル展示を実施（9月） <八重洲地下街での啓発物配架（3月）> ・江戸バスポスター、集合ポスター掲示 <イベント等による啓発・周知> ・健康福祉まつり、健康増進フェア ・精神保健講習会で正しい知識の普及（年3回）	引き続き、自殺対策強化月間や講演会、イベント等の機会を中心に、啓発・周知を図るとともに、自殺者の傾向、社会情勢の変化や地域の実情に合わせて、啓発の媒体や方法を工夫し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

事業名	事業内容	
ゲートキーパーの養成	自殺の実態について正しく理解し、自殺防止のため必要に応じて専門の相談員につなぐ等適切に対応できる人材を養成しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	ゲートキーパー養成講座 実施回数：2回 受講者：延べ55人 ゲートキーパーの認知度：15.7%	ゲートキーパー養成講座の受講者の増加とゲートキーパーの認知度の増加を目指します。

事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会 （地域福祉課）	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
SNS 相談【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNS を活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
総務課	令和6年度新規事業	区立小中学校の児童・生徒に啓発カードを毎年配布し、繰り返し周知することで、気軽に相談できる機会だけでなく、いつでも相談できる場所があるという安心感を提供します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
中央区自殺対策協議会	平成24年度から設置し、学識経験者、医療、民間活動団体、労働、行政等の関係機関が相互に連携して自殺予防対策を総合的に検討しています。	健康推進課
精神保健相談 （こころの健康相談）	こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による精神保健相談を行っています。	健康推進課
家庭相談及び女性相談	家庭相談員を置き、家庭生活における人間関係等の諸問題について相談に応じています。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種相談及び指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼する等適切な支援を行います。	子ども子育て支援課
ブーケ21 女性相談 【再掲】	女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施しています。	総務課
男性電話相談 【再掲】	多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施しています。	総務課



方向性4 基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援

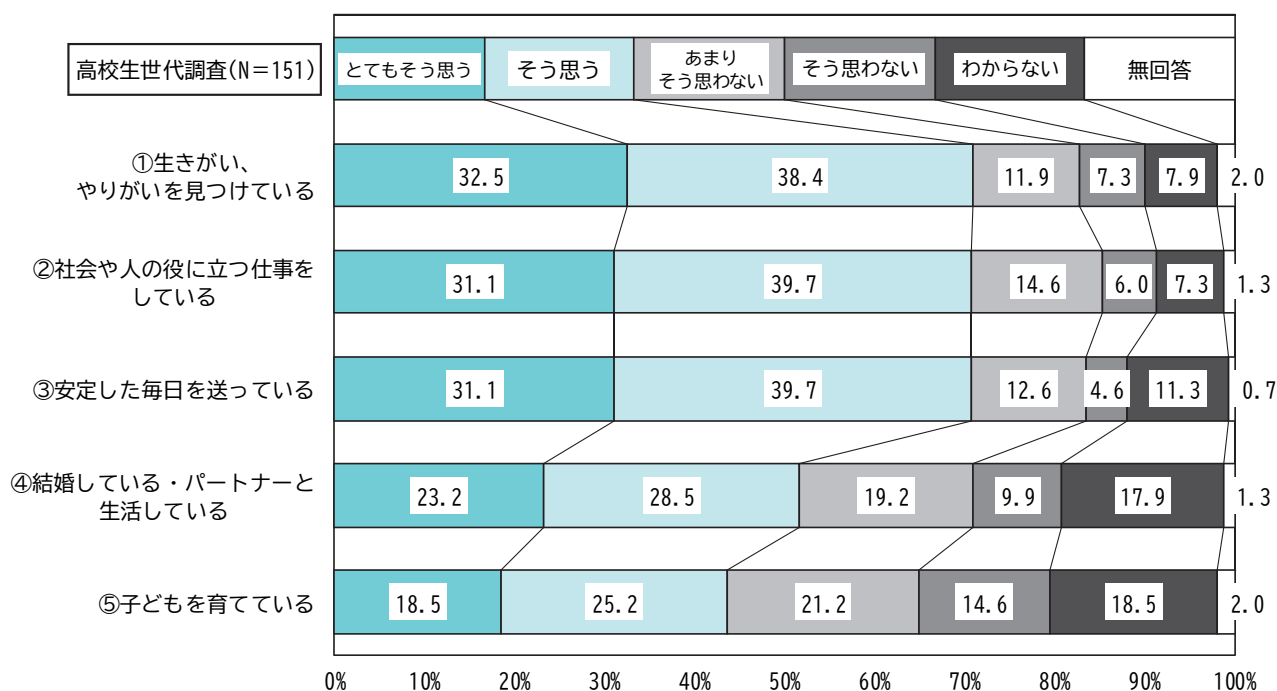
【現況と課題】

全国的に少子化が進み、長引く経済不況や新型コロナウイルス感染症の流行等、社会経済状況が大きく変化する現代において、若者一人一人が、自らの能力や適性等を理解した上で、ライフデザインを描き、進学や就職等のライフイベントに係る選択をし、生きがいを持って自分らしく人生を送ることができるよう、必要な資質・能力を身に付けることが必要です。

このため、本区では、若者向けのキャリア講座や各学校段階の児童・生徒に対するキャリア教育等を通じて、ライフイベントへの心構えや知識・情報、ロールモデルの提供等、若者自身が多様なライフデザインを描くための支援を行っていますが、その内容を充実させていく必要があります。

こうした中で、「子どもへのアンケート」の高校生世代への結果では、20年後の自分のイメージについて《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合は、『①生きがい、やりがいを見つけている』、『②社会や人の役に立つ仕事をしている』、『③安定した毎日を送っている』では7割を超えています。《そう思わない》（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）と回答する人も1割台後半から2割となっています。また、『④結婚している・パートナーと生活している』では《そう思う》が5割、『⑤子どもを育てている』では《そう思う》が4割台となっています。

20年後の自分のイメージ（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】

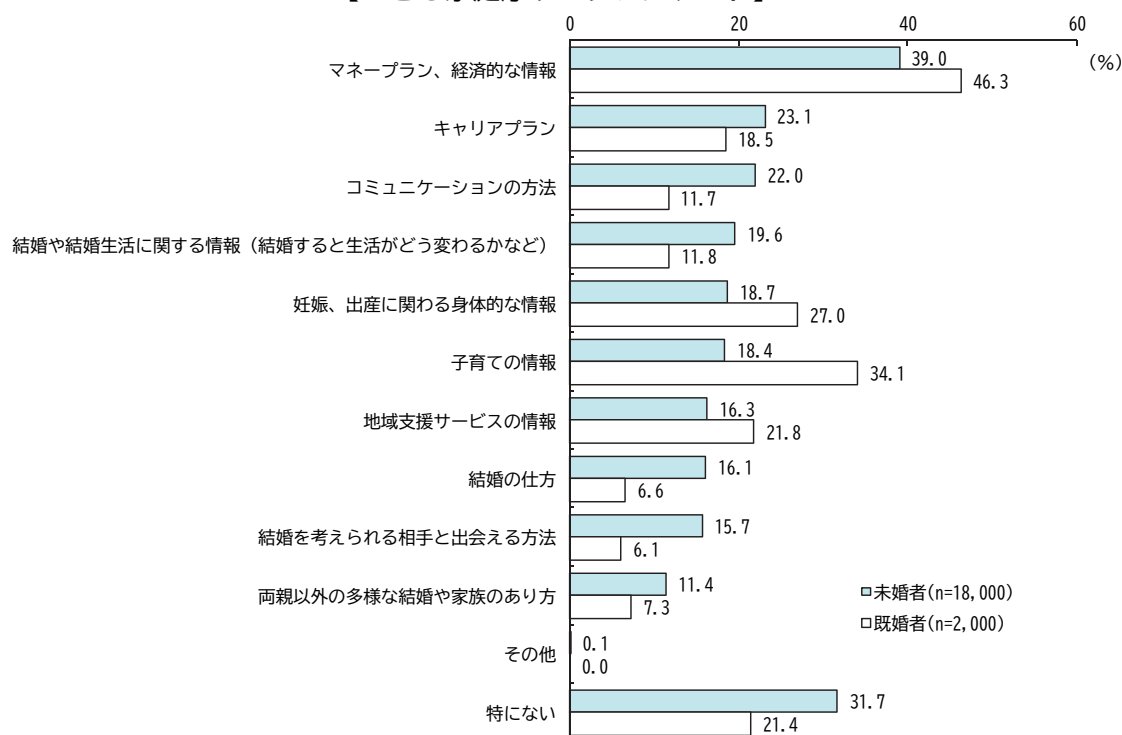


※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

また、こども家庭庁の「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」によるウェブアンケート結果（全国の15～39歳対象）では、今後のライフプランを考える上で知りたい情報は、既婚・未婚者ともに「マネープラン」が最も高く、未婚者では次いで「キャリアプラン」、「コミュニケーションの方法」、「結婚や結婚生活に関する情報」が続いています。

今後のライフプランを考える上で知っておきたい情報（全体、既婚者・未婚者別）

【こども家庭庁ウェブアンケート】



※資料：こども家庭庁「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」ウェブアンケート結果

【取組の方向性】

- 若者が、自らの適性等を理解した上で、進学や就職等のライフイベントに係る選択ができるよう、資質・能力を身に付けるための支援を一層充実していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
キャリア教育	各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観等を、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとするキャリア教育を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む体制を築くため、副校長連絡会のほか、若手教員育成研修において、子どもの実態や発達に応じた指導の内容や方法について工夫・改善を図っています。	変化する社会に対応しながら、キャリア教育の意義と効果を正しく認識するとともに、幼児教育から中等教育にかけて体系的に進めるため、社会・職業との関連を重視した実践的・体験的な活動の充実を図ります。



事業名	事業内容	
青年リーダーの育成 【再掲】	高校生・大学生・社会人等のそれぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るため、少年リーダー養成研修会 OBOG 会、二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会を組織しています。 各 OBOG 会は、定例会や研修会で活動方針を協議しながら、地域活動への参加や区事業への協力等のボランティア活動を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ46人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ9人	地域からの依頼に対して、安定的に派遣できるように、各 OBOG 会の会員数の確保に努めるとともに、区や地域の事業において一部の事業を企画・立案させ、運営を任せる等自主性や自立性を身につけた青年リーダーの育成を進めます。 〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ90人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ20人

事業名	事業内容	
スポーツ指導者養成セミナー	スポーツ指導者として必要な理論等を習得するためのスポーツ指導者養成セミナーを開催しています。セミナー修了者は、スポーツ指導補助者として登録し、区の実施するスポーツ教室等の補助をすることにより、将来のスポーツ指導者を目指すことができます。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
スポーツ課	スポーツ指導者養成セミナー 参加者：44人（定員：50人） スポーツ指導者・補助者数：290人	参加者：50人（定員：50人） スポーツ指導者・補助者数：319人 スポーツ指導者養成セミナーの内容を参加者の意見等を踏まえて改善する等、より多くの方に参加していただき、スポーツ指導者として活躍していただけるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
ライフデザインを描くための必要な知識や情報等の提供	高校生世代・若者向けの講座や展示等を通じて、キャリアプラン、進路・職業選択、ワーク・ライフ・バランス、子育て等に関する知識や情報を提供します。	全庁
小中高生の育児体験受入れ【再掲】	保育所等において、小・中学生および高校生の育児体験や職場体験の場を提供していきます。	保育課
地域スポーツクラブ	地域の方々が主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーション、文化活動等を楽しめるスポーツクラブです。会員としてだけでなく、運営スタッフ、指導者等さまざまな形でクラブに参加することができます。	スポーツ課

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
若年者合同就職面接会	若年者と求人を希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供しています。	商工観光課
職業相談・就職ミニ面接会	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談および就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民等の就労支援と雇用の安定化を図ります。	商工観光課
未就職学卒者等の就労支援事業	未就職者を対象に、人材派遣会社等において、セミナーやキャリアカウンセリングを通して就労支援を行っています。また、区内中小企業とのマッチング説明会等を実施し、正規雇用への支援を行うとともに、中小企業の労働力確保を支援しています。	商工観光課
起業家塾	区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方を対象に、起業に必要な基本知識（経営、財務等）を習得するための講習を実施しています。	商工観光課
創業支援	区内で創業する事業者を支援するため、区内の創業支援事業者と連携し、創業に関連する施策を創業支援等事業計画として整理の上推進し、創業支援に向けた取組を実施しています。	商工観光課



方向性5

地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援を通して、地域・社会の連携・協働による、子どもの育ちや子育てを支援していきます。また、子ども・若者を事故やさまざまな犯罪から守るための安全対策等を講じ、子ども・若者にやさしいまちづくりを進めます。さらに、仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を継続し、家庭や職場、地域、社会全体での理解を促進します。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
中央区が好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：84.5% 中学生：91.8% 高校生世代：89.4% (令和6（2024）年度)	小学生：89.0%以上 中学生：95.0%以上 高校生世代：94.0%以上 (令和10（2028）年度)
近所づきあいで「ほとんどつきあいはない」と答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：18.1% 小学校保護者：9.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：9.0%以下 小学校保護者：3.0%以下 (令和10（2028）年度)
地域住民による子ども・子育て活動に将来的に携わってもよいと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：70.4% 小学校保護者：58.5% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：77.0%以上 小学校保護者：64.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合【再掲】 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区に「ずっと住みたい」と思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：50.3% 小学校保護者：55.7% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：55.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)

【基本施策】

- 1 地域における子育て支援
- 2 子どもを守る安全なまちづくり
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

方向性5 基本施策1 地域における子育て支援

【現況と課題】

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、他者への思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心等、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い、子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、近所づきあいの程度は、就学前児童保護者では、「あいさつする程度（46.4%）」が最も高く、「時々立ち話をする（19.5%）」、「ほとんどつきあいはない（18.1%）」が続いています。平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「ほとんどつきあいはない」の割合は9.2%から18.1%と高くなっており、子育て世帯の孤立化を防ぐため、子育て世帯と地域がつながるための支援が課題となっています（P38 参照）。

また、地域住民による、子ども・子育て支援活動への期待をたずねたところ、就学前児童保護者では、「子どもにスポーツや勉強を教える活動（57.1%）」、「子どもの見守りをしてくれる活動（50.0%）」、「子どもと遊んでくれる活動（47.3%）」等が続き、子どもの心身の成長や見守りに地域の力を期待する保護者が多いことがうかがえ、地域住民による子育て支援活動を一層推進していくことが重要となっています（P39 参照）。

加えて、保護者が地域での子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよいかたずねたところ、就学前児童保護者では、「すでに携わっている」は1.8%と少ないものの、「ぜひ携わりたい」は13.8%、「携わってもよい」は54.8%との回答がありました。子育ての経験を地域に還元したいという意欲のある人は7割を超えています（P39 参照）。

地域・社会全体で子育て家庭を支えていくためには、こうした意欲のある人達を巻き込みながら、地域のコミュニティ活動等を通して、子どもや子育て家庭と専門的知識や経験を持つ地域の支援者がつながり、交流を深めながら子育ての情報や経験を共有するとともに、さまざまな主体による見守り活動を一層充実していくことが必要です。

【取組の方向性】

- 地域全体で子育て家庭を支援し、家庭の教育力の向上を図るため、家庭・学校・地域と連携しながら、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供する等、子どもを育む「親力」の向上を図ります。
- 子どもや子育て家庭と地域がつながり、子どもの心身の健やかな育ちを支えるため、地域活動等の場の充実を図ります。



【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
地域家庭教育推進協議会の活動支援	家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会等家庭教育を学ぶ機会を提供しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	<協議会> 委員：14人 会議：6回 <家庭教育学習会（総計）> 実施状況：76講座、80回 参加者数：2,158人 （内、父親参加者数：304人） <報告・交流会> 実施状況：1回 参加団体：27団体 参加者数：40人	<家庭教育学習会（総計）> 参加者数：3,000人 （内、父親参加者数：500人） 父親の参加割合の向上を図るため、父親の家庭教育参加促進事業「おやじの出番！」の企画提案・参加を促し、父親の子育てに関わる契機となるよう事業を拡充していきます。

事業名	事業内容	
地域活動拠点	地域住民の居場所や多世代交流の場、アウトリーチの拠点として、地域活動拠点を整備し、地域活動に取り組む住民主体の活動を後押しする場として活用しています。 京橋地域：「ツキチカ！」（中央区役所地下1階（京橋図書館跡地）） 日本橋地域：「はまるーむ」 月島地域：「勝どきデイルーム」	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会（地域福祉課）	地域福祉コーディネーターが支援する地域活動団体数：32団体 （内、子ども関係団体：13団体）	地域福祉コーディネーターが支援する地域活動団体数：拡大

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子育て支援講座の開催【再掲】	子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」等、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。	子ども家庭支援センター
保育所での地域交流事業【再掲】	保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。 また、地域の子育て家庭に対し育児不安の軽減や孤立防止につながるよう、各保育所において、在園児とともに園行事等の保育所での生活を体験するイベントや離乳食講座、出産前後の親の育児相談等も実施しています。	保育課

事業名	事業内容	担当課
出産を迎える親の体験学習【再掲】	育児不安解消につながるよう、私立認可保育所等において、出産前後の地域の子育て家庭の親に対し、子どもとの関わり方を見学する等の体験学習を実施していきます。	保育課
青少年対策地区委員会の活動支援	地域社会における青少年の健全育成を図るための自主団体として、連合町会単位に19地区委員会が設置されています。 それぞれの地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種の行事を実施する他、各地域における青少年関係団体等の活動についての連絡調整を行っています。 区では、地区委員会の活動支援として事業経費に対する補助金の交付やバス借り上げ費の助成、委員研修の実施、行事に対する講師の派遣、行事参加者の事故に備えての傷害保険への加入等を行っています。	文化・生涯学習課
民生・児童委員活動支援	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、民生委員は児童委員を兼務しています。 児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。 区では、民生・児童委員活動費の支給や定例協議会・研修・施設見学会等を運営実施し、民生・児童委員の活動の円滑化を図るほか、民生委員推薦会の運営を行っています。	地域福祉課
いきいき地域サロン	高齢者や障害のある方、子育て中の方等が、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、自主的・自発的に地域でサロン活動を行う団体を支援しています。	社会福祉協議会
みんなの食堂等支援事業【再掲】	無料または低額での食事提供等を通じて、子どもや高齢者等の孤食防止、地域住民の多世代交流を図ることを目的とした「みんなの食堂等」の活動に対し、運営に必要な費用の一部を補助する等の支援を行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」【再掲】	区内在住・在勤・在学の小学生以上を対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施しています。	社会福祉協議会





コラム

こどもの育ちと地域社会（こどもまんなかチャート）

こどもはその成長過程において、さまざまな人や環境と関わりあいながら、成長していくといわれています。

令和5（2023）年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、「こどもの育ちの質には、保護者・養育者やこどもに関わる専門職のみならず、すべての人が、それぞれの立場で直接的・間接的に影響している」としており、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」に、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、こどもを支える当事者となり得るのかについて「こどもまんなかチャート」として、わかりやすく「見える化」しています。

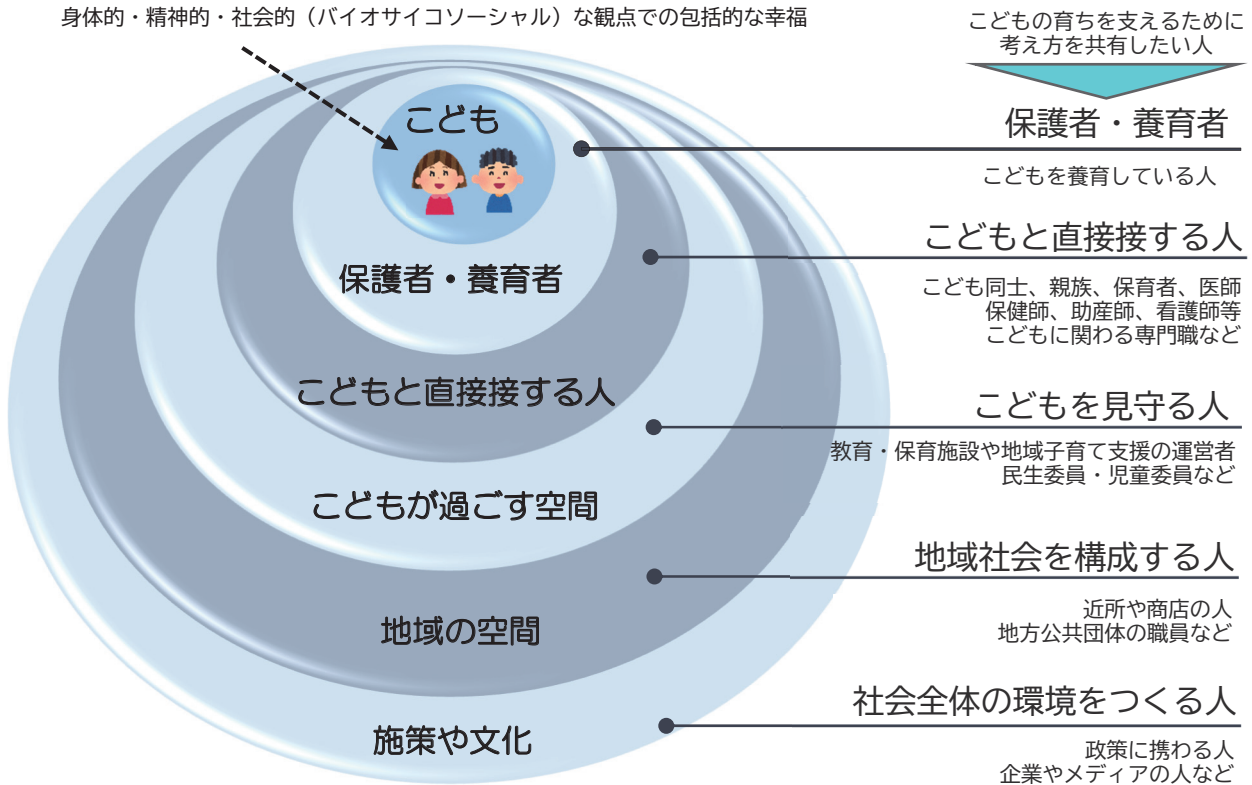
それによれば、こどもも「こどもまんなか社会」のづくり手であり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で、すべての人が当事者となり、こどもの育ちを保障していくという理念がうたわれています。また、こどもの育ちの質に与える影響を、「保護者・養育者」、「こどもと直接接する人」、「こどもが過ごす空間」、「地域の空間」、「施策や文化」といった層ごとに分け、社会の様々な立場の人が、それぞれの立ち位置でこどもを支える当事者となることが示されています。

以上のことから、こどもの育ちはこどもを取り巻くすべての人が関わることで実現するものであり、地域社会であらゆる人がこどもの育ちに関わっていくことが重要であるといえます。

【それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」】

すべてのこどもの生涯にわたる

身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福



出典：「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（はじめの100か月の育ちビジョン）（2023年12月）

方向性5 基本施策2 子どもを守る安全なまちづくり

【現況と課題】

近年、子どもが巻き込まれる事故や事件が多発していることから、地域全体で子どもを守り、安全で安心できる子育て環境づくりが求められています。

区ではこれまでも登下校での子どもの事件・事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、防犯ブザー等のグッズ配布を行うとともに、PTAや地域、警察等の関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めてきました。

今後も引き続き、交通安全の推進や地域における見守り体制、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進しています。

また、情報化の進展により、子どもがインターネットやスマートフォン・タブレットを気軽に利用できるようになった一方で、子どものネット依存、ネットいじめ、SNSを通じた性被害犯罪等の問題が発生しています。このような被害をなくすために、スマートフォンやタブレットの安全な使い方を学び、動画投稿等SNS活用のルールを知り、個人情報の保護も含めて被害に遭わない対応策を学ぶための情報モラル教育を引き続き行う必要があります。

さらに、令和4（2022）年の民法の一部改正により、成人年齢が18歳となり、契約年齢が引き下げられたことから、これまで認められていた18歳、19歳の未成年者取消権がなくなり、消費者被害の拡大が懸念されています。消費者トラブルを未然に防ぐため、子ども、若者に対する注意喚起や意識啓発が必要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、子どもの事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、交通安全の推進や地域における見守り体制を充実させ、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進します。
- 引き続き、スマートフォンやタブレットの安全な使い方を学び、動画投稿等SNS活用のルールを主体的に考えさせる情報モラル教育を行っていきます。
- 社会経験の少ない子ども、若者に対し、ホームページやSNS、ポスター等による注意喚起や区立中学生を対象とした副教材の配布により、消費生活に関する意識啓発を一層推進していきます。



【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
通学路等の安全確保	防犯ブザー等のグッズ配布や、PTA や地域、警察等と連携しながら、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
学務課、交通課	・防犯ブザーの配布：1,678 個 ・こども 110 番登録件数：682 件 ・区内幼稚園・保育園の3～5歳を対象に、交通安全教育絵本を配布 ・区内小学校新入学生全員に、ランドセルカバーを配布 ・通学路の安全点検実施：8校	引き続き、関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めます。

事業名	事業内容	
情報モラル教育の推進	「SNS学校ルール」を各校で定め、児童・生徒がSNS等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を行うとともに、スマートフォン等の使い方やネット犯罪への対応等を学ぶセーフティ教室を関係機関と連携して全小・中学校で実施します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	全小中学校において学習指導要領における「情報モラル」の定義を踏まえつつ、自ら適切に情報機器を活用できる力の育成等、デジタルシチズンシップ教育の視点を踏まえた教育を特別活動や道徳科、総合的な学習の時間等において実施しています。	デジタルシチズンシップ教育を実施し、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成により情報社会で主体的に生きる資質・能力を育成します。

事業名	事業内容	
若年者への消費者教育及び情報提供	親子消費者講座の実施や、区内掲示板への啓発ポスターの掲出、安全・安心メールやホームページでの発信、区立中学生を対象とした副教材の配布等により、最新の消費者トラブルに関する注意喚起を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
区民生活課	・消費生活相談：134件（29歳以下契約者） ・若者のトラブル110番：1件 <若年者向け消費者トラブル防止啓発> ・ポスター掲示 区内掲示板等：373カ所 ・ちゅうおう安全・安心メール ・消費生活展での啓発 ・消費生活講座：3回 ・ホームページ等での啓発 ・区立中学生を対象とした副教材の配布 ・親子消費者講座：1回	引き続き、若者向けに、消費生活相談を実施するほか、ホームページやSNS、ポスター等による注意喚起を行うとともに、区立中学生を対象とした副教材の配布等により、消費トラブルに関する意識啓発を図ります。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
補導連絡会	地域における青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の組織として警察署管轄区域を単位に4団体を設置しています。 各団体は、定例会・街頭補導・施設見学等を実施し、非行少年等についての情報交換や問題青少年の指導方法について学習しています。	文化・生涯学習課
地域コミュニティ PTA（ピタ）ツと！事業「ラン PAT2.0」	地域のつながりづくりや安全・安心の向上を目的として、町会・自治会と PTA が地域の情報を共有し、ランニングをしながらパトロールを行う地域コミュニティ PTA（ピタ）ツと！事業「ラン PAT2.0」を実施しています。	地域振興課
子ども自転車乗り方教室	初めて自転車を運転する子ども等を対象に、自転車の乗り方や交通ルールについて、親子で学べる自転車教室を開催しています。	交通課



方向性5 基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

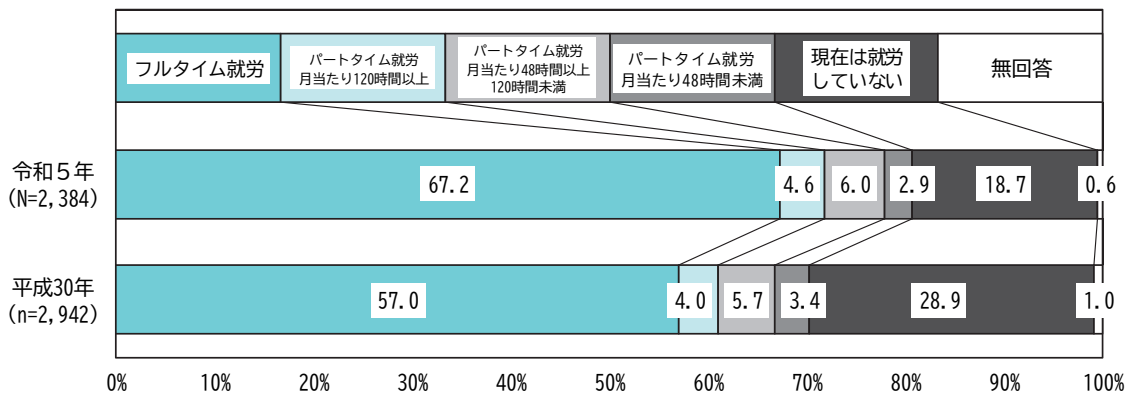
【現況と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化により、自分や家族との時間を大切にしつつ、やりがいや充実感を感じながら働きたいと考える人が増えており、企業による職場の風土改革と合わせた働き方の見直しを推進するための支援が求められています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、企業にとってもますます重要となっています。

「中央区男女共同参画行動計画 2023」では、女性の活躍推進に向けて、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」に取り組むべき課題として掲げ、すべての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、就学前児童保護者の母親の就業率は8割を超え、母親のフルタイム就労の希望も高くなっていることから、今後は、家庭生活での男女共同参画や、企業がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組むことがますます重要となっています。

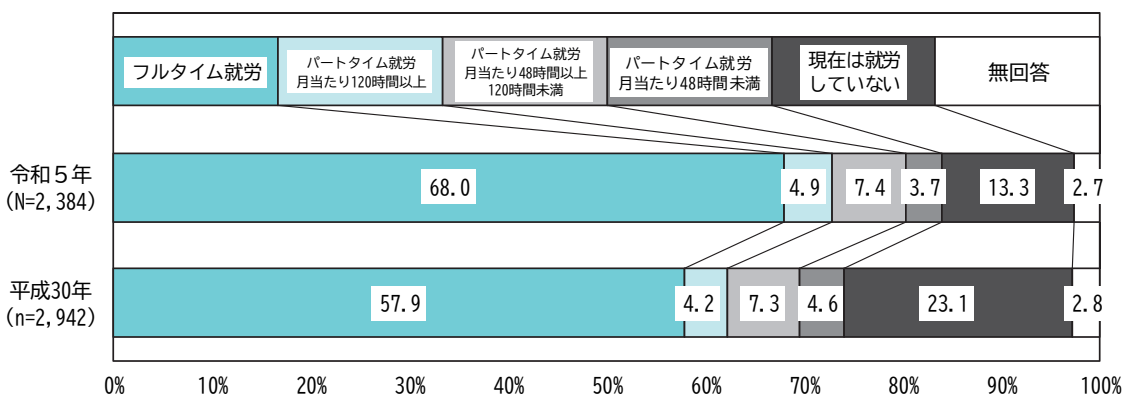
母親の現在の就労状況（全体）【経年比較】
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※フルタイム就労、パートタイム就労ともに育休・介護休業中も含む

※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

母親の1年後の就労予定（全体）【経年比較】
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※フルタイム就労、パートタイム就労ともに育休・介護休業中も含む

※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

また、国は、令和5（2023）年12月策定の「こども未来戦略」において、令和7（2025）年までの男性の育児休業取得率の目標を、現行の30%から、「公務員85%（1週間以上の取得率）、民間50%」に大幅に引き上げ、男性の育児休暇促進に取り組んでいます。

なお、東京都全体での男性の育児休業取得率は、令和5（2023）年度の調査では38.9%（平成30（2018）年：16.6%）、本区においても、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、育児休業を取得した父親の割合は、令和5（2023）年度には24.0%（平成30（2018）年度：8.6%）で、ともに大きく増加しており、男性の育児休業の取得が進んでいることがわかります（P33参照）。

以上を踏まえ、子育て中の働く男女の仕事と生活の調和に向けて、ワーク・ライフ・バランスを企業、地域、社会全体の取組としていくために、区民や事業所、関係団体、行政が連携・協働し、男女の働き方改革を推進していくことが課題です。

【取組の方向性】

- 区民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、事業所の自主的な取組を支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。
- 男性が家事・育児・介護等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるために、意識啓発を図るとともに、男性の参画を促すための環境づくりを推進し、家庭生活での男女共同参画に向けて取り組みます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業等の認定を強化し、その取組を広く周知しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
総務課	ワーク・ライフ・バランス推進企業 認定数：29 事業所	ワーク・ライフ・バランス推進企業 認定数：35 事業所以上

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー等の開催	労働セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行っています。	総務課
ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減等働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣しています。	総務課
男性を対象とした講座等の開催	男女共同参画講座・講演会等により、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた普及・啓発を行っています。	総務課
就労相談会	仕事と生活の両立等再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施しています。	総務課





コラム

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児、近隣との付き合い等の生活も暮らしには欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会では「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」「仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む」等、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。個々人のライフスタイルも変化する中、将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活等様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が極めて重要です。

若年層の育児休業の取得意向を例にとると、令和6（2024）年7月に、厚生労働省が「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」において実施した「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」の結果（速報値）では、就職活動における企業選定の基準として、69.7%が「育休取得実績」を重視していると回答しました。さらに、「男性の育休取得実績がない企業」に対しては、61.0%が「就職したくない」と回答し、就職活動において「男性の育休取得実績」を重視していることが伺えます。また、配偶者に育休を取得してほしい意向も 88.6%と、若年層の育休を取得したい意向の強さが明らかになりました。

急速な少子高齢化に直面する中で、企業においては若年労働力の確保や生産性の向上は深刻な問題・課題の一つとなっています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、人材の確保・定着や企業競争力向上において有利な展開が期待できます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を加速させるには、個人の意識と企業の姿勢との両面から取り組むことが重要であり、家族等周囲の理解・協力も必要です。

社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組んでいきましょう。

